

教員養成におけるボランティア関連科目の カリキュラム開発に関する実証的研究

(課題番号 10710110)

平成10年度～平成11年度 科学研究費補助金（奨励研究A） 研究成果報告書

平成12年3月

研究代表者 鈴木庸裕

(福島大学 教育学部 助教授)

はじめに

本書は平成10年度～11年度の文部省科学研究（奨励研究A）を受けた「教員養成におけるボランティア関連科目のカリキュラム開発に関する実証的研究」の研究報告書である。

近年の教員養成及び教師教育においてボランティア活動の重要性が高まる中、教育学部におけるカリキュラムや教育内容への検討が立ち後れてきた。本研究では、「介護等体験」の先行的研究を切り口として、全国の教員養成系大学学部の現状をふまえ、その方法や課題に焦点を当てることからこれからの大学での授業改革の視点やカリキュラム開発上の留意点を明らかにした。

あわせて福島県社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携をふまえ、大学と学外の専門機関との共同による授業や実践に即したカリキュラムの開発を成果として著し、地域の福祉機関やボランティア団体との連携を視野に入れた指導テキスト・マニュアル「ボランティア活動ハンドブック」の作成に着手した。これは、今後の総合的学習の展開などとの関係において有用な資料として作成した。

平成12年3月15日

鈴木庸裕

研究組織

研究代表者 鈴木庸裕（福島大学教育学部助教授）

研究経費

平成10年度 1300千円

平成11年度 700千円

研究成果

- ・鈴木庸裕「教員養成における『介護等体験』に関する実施状況—国立教員養成系大学・学部へのアンケート調査報告」『福島大学教育実践研究紀要』第35号、1998年
- ・鈴木庸裕「教員養成における介護等体験実施に関する方法と課題」『教科教育学研究』（日本教育大学協会第二常置委員会編）第17集、第一法規、1999年
- ・鈴木庸裕「学校における福祉教育実践」『福島大学教育実践研究紀要』第36号、1999年

目次

はじめに

教員養成における「介護等体験」実施に関する課題と これからのボランティアカリキュラムの開発	P 1
学生にとってのボランティア活動とセルフエンパワメント ー高齢者・障害者福祉ボランティアの体験よりー	P 1 3
ボランティア活動と参加としての自治	P 2 6
現代社会における支援の論理	P 3 3
学習教材ー「ボランティア活動ハンドブック」	P 4 0

教員養成における 「介護等体験」実施に関する課題と これからのボランティアカリキュラムの開発

はじめに.

教員免許状取得に関する「介護等体験」の実施が、教員養成に携わる大学・短大ではじまった。この「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」（以下、「特例法」と略す）には、議員立法を端緒とする点や公布までの期間の短さ、そして大学と社会福祉協議会・教育委員会との連携を前提とするなど、従来の教員養成施策から見ると異例な面が多くある。しかも、この実施準備はあらたな教員法改正（特に教職の新科目増設や教育実習の期間延長など）と時期を同じくし、各大学固有の課題（学部改組やカリキュラム改革）とも重なりながら進んでいる。そのため、「介護等体験」をめぐる教員養成カリキュラム上の位置や実施方法について、模索段階にあるのが各大学の状況である。

そこで本稿では、特例法の導入初期（98年8月現在）の国立教員養成系学部・大学の現状と福祉的活動（ボランティア）への教育学部学生の意識に関するアンケート調査をふまえ、「介護等体験」（主に社会福祉施設体験）がもつ教員養成カリキュラム上の意義を検討し、今後の実施方法や課題を明らかにしていきたい。

1. 特例法公布の経緯と「介護等体験」の位置

(1) 「介護等体験」導入の経緯

1997年6月18日に「特例法」が公布され、同施行規則が11月26日に、そして同年度内に厚生省社会・援護局長通知や文部省教育助成局教職員課長通知が発せられ、施行の法制的準備が逐次進んだ。翌98年4月1日から施行、同年入学者から適用という形で、現在、国立の教員養成系大学・学部では後述するように、部分あるいは試行実施を除くと大半が関係機関との技術的調整時期にある。特例法成立（97年6月11日）以降、依然としてこの法令の意義や教員養成カリキュラムとの整合性が十分に議論されないままにあるのは、文部省や厚生省の指示を待つ大学側の実情とともに、「教師としての資質」や「実践的指導力」の向上との関係、とりわけ教育実習との関係などが不明瞭なためでもある。

この特例法自体は高齢者や障害児者の介護福祉現場での体験学習を教員免許取得要件に置くものであるが、そもそもいじめ問題や不登校問題などの深刻化に直面する教師の資質向上を目的に、人間理解の基礎を体得する社会的なスキルの修得と社会的貢献として、最終的に特例法第1条のいう「教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性」と「義務教育の一層の充実」を主眼としている。議員立法の発議経緯を見ても、教員養成段階での「体験学習」として、子どもへの理解や共感の能力を高めていく

「実践的指導力」向上の一具体化をねらいとしたものである。

従来、教員の養成・採用・研修ではそれぞれすでに、特別活動やボランティア学習（教育）、福祉教育や道徳教育の一環として教職科目、障害児教育関連科目（参観・交流実習を含む）、そして教員採用時点でのボランティア活動歴の「評価」化、福祉施設や民間ボランティア体験を軸とする現職教員研修（派遣）がある。他方、学校現場では、従来の勤労体験学習の枠を越え、中教審のいう子どもたちの「生きる力」を育む基本的活動として、地域でのボランティア活動の体験や学習が「総合的学習」をも視野に入れて提言段階から実施段階にいたっている。現段階ではこのような教育活動を補強する人間教育のための「体験学習」となって位置づく方向性にある。

(2)介護福祉施策と教員養成改革

しかし、「介護等体験」の導入経緯の下地（機会整備）として、生涯学習審議会答申（97年4月）などボランティア活動促進および参加を支援する具体策の諸施策の推進、そして高校入試・大学入試におけるボランティア活動「評価」化が「通知ないし指導」されている。また阪神淡路大震災後の社会動向を背景とする「防災ボランティア普及啓発」などの事業推進もある。その点で、この体験はもともと学生（青年）を含む国民の、高齢社会に向けたボランティア活動（社会貢献）の奨励という文脈の中で立ち上がってきた側面を持つ（例えば「18歳に達した時点から卒業まで」という特例法第2条に見ることができる）。

80年代後半以降の介護福祉施策を見ると、1987年の「社会福祉士及び介護福祉士法」制定は、それまで明確な資格が与えられてこなかった福祉従事者への専門性と意識の向上、および高齢者の生活を支えるマンパワーの量的確保とノーマライゼーション社会への貢献を主たるねらいとした（介護福祉士は1989年に3073人であったのが1997年は113508人に達している）。しかし、「福祉関係8法改正」から「新ゴールドプラン」策定への推移の中で、在宅介護支援の実際的即戦力的人材養成の立場から、援助者（関係者）と当事者間のコーディネーター育成という内容的充実の高度化へ転換されるようになった。ところが、周知のように雇用財政が伸びず、「公的ボランティア」という従来の自発性・無償性等のボランティア観や純粋に学生（青年）の社会体験学習に寄与するものとは異質な性格の地域定着型福祉支援活動が生まれてきた。「介護等体験」導入の意義と課題をめぐる本質的な検討に支障を与えているのは、こうした社会福祉施策動向の受け皿（人材確保）に、今、教員免許状取得への「介護等体験」義務化が密接にからんでいるためだといえる。

2.教員養成系大学・学部の実状―「介護等体験」の実施に向けたアンケートより

(1)実施準備の状況

こうした背景の中、「介護等体験」の実施準備状況を把握するために、国立49の教員養成系大学・学部を対象にアンケートを実施し（実施期間7月10日～8月10日、回答校は

42校、大学名は無記名)、実施の準備状況、体験の位置づけ、課題・問題点について回答を得た。以下、その概要を記す(表1)。

①「介護等体験」の実施に向け具体的な対応をおこなう委員会の設置については、17校(40.5%)が教育実習あるいは実地教育の委員会で対応し、13校(31.0%)が介護等体験対応(実施)委員会(教育実習関係委員会内のワーキングも含め「介護等体験」対応を明示した委員会)を設置しており、6校(14.3%)が教務委員会、その他が6校(14.3%)ある。その他の内訳は教育実践総合センター、教職教育委員会、カリキュラム委員会、学外活動実践委員会ないし「未定」という回答であった。半数近くの大学が教育実習の枠の中から検討がはじまっている。

②実施の日程配分は、4月以降の全国社会福祉協議会の意向(2)を受け、37校(88.1%)が社会福祉施設5日、養護学校2日と回答しており、未定の大学を除くと、他は「社会福祉施設4日、養護学校3日」というものと「いずれも7日間」という2校のみであった。

③「介護等体験」に対応する既設・新設の授業科目の有無について、既設では7校(16.7%)が「ある」と回答しており、名称は「障害児教育関連科目」「幼児障害児教育原理」「実地教育(養護学校交流実習)」「実地教育(人権教育実習)」「障害者福祉論」「社会活動論」「社会福祉論」「福祉心理学」「教育実践学」などで、実習としてはすでに実施(事後指導)している特殊諸学校の参観実習をこれにあてるところが4校あり、いずれも「1日参観」や「実地教育(養護学校交流実習)」の2日間延長化である。

また、「体験」の充実を図るために新規に科目等を開設すると回答したのは9校(21.4%)あり、「フレンドシップ事業との組み合わせ」や新免許法で新設予定の教職科目に組み込むもの、「心身障害児教育概論」、「老人福祉概論」などの養護教育関係のもの、「介護等実習事後指導」、「介護実習」、「介護概論」などの科目を位置づけている。福島大学では、教職科目で新設する「教職入門」の数コマに教育と福祉に関する概論を提供する予定である。「なし」が27校(64.3%)でそのうち6校が内容的に未定との付記があった。

④その際、「介護等体験」のガイダンスやその担当者の対応は、30校(71.4%)が設けており、その運営は、1)上記の検討・実施委員会の委員長や委員、あるいは障害児教育担当者、福祉関係教員等による体験直前のオリエンテーション、2)実施予定の年度当初、あるいは前年度末に1)の担当者により実施、3)「体験」申し込み時と体験直前に2回、担当者が実施するタイプに分かれる。すでに10年度の夏期休暇に試行実施をおこなう大学では、その希望者へのガイダンスを休暇直前に教育実習委員長が担当している。担当者を見ると全体の6割が障害児教育(講座)関係者に集中しており、形態も教育実習の事前指導のイメージで、学外の関係者とくに施設関係者の招へいを明記する大学はなかった。

⑤1998年度入学者の実務的な手続きは、38校(90.5%)が「大学で一括とりまとめ社会福祉協議会で受入調整」の方法を採っている。そして、98年度入学者の実施時期につ

いてはまだ関係機関との調整途中であるためか、表1のように「その他」に42.9%（18校）の回答があった。「その他」のうち「2年生の8月から3月の間」というように年間の1時期の中で調整如何という回答が7校あり、3年生以降の休暇中に分散したり時期を限定している回答が5校ある。まったく協議のなされていないところも4校あった。

また、「1年で養護学校、2年で社会福祉施設」という時期の分離型が多く、（表1 98年度入学者の実施時期）、教員養成課程生は2年、新課程は3年生という区分を示す大学が1校ある。概して特殊諸学校の受け入れは37校（88.1%）で見通しを持っているが、福祉施設関係では、一部実施時期を明記しているものを含め、大学側の意向はあるが社会福祉協議会との調整の実際や意向の違いに苦慮している様子が数校で付記されていた。また、暫定的に2年生の夏期休暇中に実施する大学から、「受け入れ枠に余裕ができれば一年生の後期にも」との回答があった。1999年度以降の予定については、1998年度に沿う形態が6割で、初年度入学者のみ試行的に実施を設定し以後学年を変更する大学が3割ある。

⑥「今後、実際的な実施をめざして、いまもっとも気がかりなことは何ですか」（複数回答）を見ると、「体験時における施設や被介護者とのトラブル」37校（88.1%）、「教員・事務官の実務負担増」34校（81.0%）、「学生の負担増」26校（61.9%）、「教員養成カリキュラムへの時間的圧迫」21校（50.0%）、「教員養成カリキュラムとの内容的接続生の問題」7校（16.7%）、「その他」3校（7.1%）の順であった。「その他」の回答は、「県社協が受け入れ対象者を県内通学者（自宅生）に限定していること」、「不適應の学生」、「病休学生への対応」であった。

表1 98年度入学者の実施時期

1年の夏休みなど1つの休暇中に集中して	1校(2.4%)
1年の休暇中に分散して	1校(2.4%)
1年の間、時期を問わず	1校(2.4%)
2年の夏休みなど1つの休暇中に集中して	4校(9.5%)
2年の休暇中に分散して	8校(19.0%)
2年の間、時期を問わず	6校(14.3%)
ある学年を指定してその1年間に	2校(4.8%)
4年間(在学中)いつでも	1校(2.4%)
その他	18校(42.9%)

(2) 「介護等体験」をめぐるカリキュラム上の位置づけ

①次に、教員養成カリキュラムとの関わりでは、教育実習と「介護等体験」との関係について、「既存の教育実習との関わりについて、カリキュラム上、関連性を持たせる方向である」が6校（14.3%）、「既存の教育実習とは一定区別し別個のものと考えている」26校（61.9%）、「あまり意識はしていない」2校（4.8%）、「未定、わからない」7校（16.7%）

%)、「その他」1校(2.4%)と、教育実習とは区別する大学が6割を越える。

②「介護等体験は教員養成カリキュラム改革に積極的に位置づけられるべきだと思いますか」の問いでは、「大変そう思う」6校(14.3%)、「少しそう思う」11校(26.2%)、「あまりそう思わない」17校(40.5%)、「まったくそう思わない」2校(4.8%)、「わからない」6校(14.3%)との回答があり、体験そのものの積極的な受け入れという点で厳しいものがある。上述の教育実習とは別であるという意向が反映していると思われる。

③また、「学生にとって介護等体験は教師の実践的指導力を向上させるものだと思いますか」の設問に対しては、「はい」20校(47.6%)、「いいえ」6校(14.3%)、「わからない」14校(33.3%)、未回答2校(4.8%)であり、それぞれの理由についての自由記述をいくつか列記すると以下ようになる(回答のまま)。

「はい」の理由・・・「学生に幅広い人間関係を持たせることによって、弱者に対する理解を深めさせるとともに学生の人格形成に資する」。「今後、学校にはいわゆる健常児以外の入学者も増えると思うので障害児や高齢者の介護体験は少しは指導力を向上させる基礎になると思われる」。「社会的弱者といわれる人たちの弱者たる所以を知ることができる。接し方を知ることにより子どもたちへの指導は期待できる」。「障害者、高齢者等さまざまな人々と接することにより、障害者等に対する理解・認識が深まり、その認識に基づいて人間教育の実践指導の向上に資することができる」。このように、授業外活動における体験知や教育実習を補う意味で、広義の実習として学生の視野を広げ得るという評価がある。

「いいえ」の理由・・・「教師の資質向上というよりは、人間としての幅を広げるもの」。「教師の実践的指導力の向上には直接的に影響するとは思わない。教育実習の延長に依ると思うが、この体験は間接的に実践力のベースとして意味がある。人間教育学の基礎として意義がある」。「人間としての姿勢を正すものであるかも知れないが実践的指導力とはあまり関係がないのでは」というように、教員養成の目的との差異を挙げている。

「わからない」の理由・・・「高齢者や障害者に対する介護等の体験は、教育現場においても将来的に役に立ち教師の資質向上につながると思うが、それが実践的指導力の向上につながるかは疑問に感じる」。「教員養成の実践的指導力の基礎を養う必須な物とは必ずしも思わない。但し今後より臨床的・応用的実践力が社会的要請として考えられてくるならば必須となる」。「施設により体験内容が異なることが予想され、さらにその内容には掃除や洗濯なども含まれており、何をもって介護と呼ぶか明確な基準がないため即実践的指導力を向上させるものとなるかは疑問」というように、教員養成のなかでの位置づけが不明確である点と、教員としての指導力への影響が予測不能という指摘が多い。

(3)教育委員会・社会福祉協議会との連携上の課題

また、教育委員会との連携では、早期に協議会の開催を要望する意見や他大学・学部と

の連絡協議をして欲しいというもの、「教員養成カリキュラムと矛盾しない形での実施時期が確保することに教委の協力が得られるかどうか」など受け入れ調整への苦慮が挙げられ、「今年度については受け入れの調整を担当してくれることになっているが、来年度以降から各大学に調整を任せる」という意向への対応や「大学卒業後教師になりたいと思った学生に対していつでも介護体験を受けることができるルートを教育委員会側で設定してもらいたい」などであった。次に社会福祉協議会との連携では、受け入れ施設が大学の近郊で確保できるかどうか。受け入れ時期や施設・内容、希望地が学生の希望に沿うことができるか、そして体験費用の徴収方法の簡便化などが多く挙げられている。社会福祉協議会そのものと福祉現場との調整状況が大きく反映している面への懸念が強い。

3. 現段階での課題

(1) 課題の概括

以上のことと「介護等体験の実施に向けた賛否や課題について」の自由記述によりながらこれからの課題を概括する。「実際に実施してみないとわからない」あるいは「総論賛成各論反対」の現状の中、まず目立つのは制度的実務的側面の課題である。「教免法との法的整合性、実施上の制度的保障、教育上の意味などほとんど欠いたままの実施は、教育現場をいたずらに混乱させるばかりである」、「教員免許状取得者にとって免許状交付の必須要件でありながら、予算的人的措置がない」など不信を募らせている。とくに社会福祉施設への学生の受け入れにとって、その人数確保が大都市圏などで受け入れ学生の過密な状態を含め各地域の社会的人的資源や調整内容に差異のあることが苦慮の焦点になっている。特殊諸学校との実習協力を持たない他学部生への対応など大学全体での調整とそれを受ける教育委員会の負担や、従来社会福祉や介護の実習生を受け入れてきた福祉・医療施設の実習スタイルや設備面、指導者の有無などを十分配慮し、施設側の意向をしっかりと把握する努力が急がれる。

また、学生への指導や配慮の面では、現在1日1500円という体験費や保険代、交通費（場合によっては宿泊費）など学生の経済的負担、休暇中に限定できない状況から平常の授業や諸活動と重なりを避けられない教学上の矛盾、そして何より当面「免許取得要件の一環」とすることへの学生の拒否感への働きかけや施設・被介護者とのトラブルの予測と克服方法が課題となる。そこには、純粋なボランティア活動に「介護等体験の義務化が微妙な影を落とす」ということを、いかに教員養成の体験学習に高めるのかという本質的な課題が浮かび上がってくる。しかも教育実習のような一斉方式ではなく、形態・種別で様々に異なる受け入れ施設に対応した事前（事後）指導のあり方（独自のガイドブックづくりなども）や事前事後指導での施設・学校現場の協力と信頼関係づくりという課題が残されている。もはや小手先の部分的な対応ではすまされない状況となる。

(2)内在的な課題克服の論点

結論的に言って課題克服の論点は、「介護等体験」が学生にとって社会経験の機会と社会的現実との接触をもたらし、「実践的指導力」の基礎を養う一助に高まり、それと大学の教育とを結合するカリキュラム化づくりであろう。つまり、教育活動と福祉や医療・保健との連携に気づき行動できる教師としての学習を、わずかでも教員養成に組み入れていくカリキュラム開発を図っていく点（転換的画期のあり方）にある。

そうした転換を図る上で次のことが大切になる。第1に、「介護等体験」の基本的達成基準の設定づくりである。特例法の条項が体験先での介護体験の内容を示しているように、介護行為の支援活動に焦点づけられており、それをいかに価値ある学びに転換するのが問われる。「介護実習」として見ると、社会福祉や保育関係の学部・科や介護福祉士養成校等の実習では、実習の目的や施設の機能、介護技術、記録方法などの事前指導で18時間、障害形態別に16-22時間、事後指導で12時間、そして実習そのもので396時間を要件としている。現行、一定の訓練なしには介護（介助）行為はできず、例えば車椅子は押せるが、ベットから直接人に触れて載せ換える行為はおこなえないなど、おのずからこの「介護等体験」は要介護者や専門の介護者との交流体験の範囲で話し相手や施設職員の作業・活動補助、施設環境の整備が中心となる(3)。したがって、介護を知識や技能のみでとらえず、高齢者や障害児者に対する理解や対人コミュニケーションスキル、地域社会における福祉ケアの現状を体験的に学ぶ場としていかに提供・整備するかが論点となる。

第2に、「介護等体験」では、教員とは異なる援助専門職・ボランティア・地域住民との出会いや学生にとってその多くがみずからくぐってきた生活とは異なる世界や人々（当事者）との出会いに対する、フォローの問題が大学として大きな責務となる。そのため、「実践的指導力」の内実について幾分か転換と理解の深化をなしつつ、「介護等体験」を教師の専門性形成にどう意味づけていくのが問われてくる。

第3に、すでに、介護福祉関係の養成校でも施設側の対応によって実習生への理解や気づきの差が大きいと言われる。したがって、これからの教員養成のあり方の根幹にある人間教育、人権教育として体験学習の意味を、大学側が本格的にどう位置づけるのか、しかも、ある意味では青年期教育における福祉的教養の創造過程をいかにカリキュラム化するのか。こうした視点も不可欠になると思われる。

第4に、その手だてとして、施設や関係機関側の助言や実施面での参加をどう講じていくのか。現在福祉施設には、例えば特養老では介護福祉士、社会福祉士、作業療法士、理学療法士、保母、看護婦や高校福祉科の実習が年中を通じておこなわれている。そのため、大学と施設双方向の情報交換と双方のねらいの相互理解の方法や機会が重要になる。そうでないと大学教育から切り離された単なる体験にとどまる危険性がある。

3. 「介護等体験」と教師としての資質

(1) ボランティア活動をめぐる学生の意識と実態

特例法の詳細が明らかになるにつれて介護ボランティアの色彩から「体験（実習）生」へと学生たちの行為範囲が限定されつつある。では、一般の学生が介護福祉的行為（主にボランティアの面から）についてどのように意識しこれまで体験してきたのか。そのことについて、筆者の大学教育実践の経験と学生のボランティア意識や福祉現場ボランティア活動の様子から見てみる。

98 年前期開講の「教育実践学Ⅰ」（教職科目選択必修・2 年生前期）の受講生 144 名を対象におこなったアンケート（98 年 4 月実施）で、ボランティア活動に興味関心が「ある」と答える学生は 125 名（86.8 %）、「ない」が 19 名（13.2 %）。現在、何らかの形でボランティア活動に関わっている学生は全体の 15% 程度であった。また、教師にとってのボランティア体験学習の必要性は「おおいにそう思う」94 名（65.3 %）、「少しそう思う」40 名（27.8 %）、「あまりそう思わない」4 名（2.8 %）、「まったく思わない」1 名（0.7 %）、「わからない」4 名（2.8 %）「不明」1 名（0.7 %）と、概ね学生の多くがなんらかの関心と必要性を認識している。ただ、「ボランティア学習」あるいは「福祉教育」という用語の知識理解については前者で 26.4 %、後者で 8.3 % の学生しか知らない状況であったため、体系的な知識理解の学習機会が不足している。

さて、このアンケートのうち本稿に関わる問題として①ボランティア活動に対するイメージ、②希望する活動場所、③活動をするための障害への質問を見ると、①ボランティア活動に対するイメージは、表 2 に示したように多い方から「高齢者や障害者への援助活動」「無償性」「世の中人のため」「災害時の救済」の順である（複数回答）。これは大学生固有ではなく青年層全体にわたってあらわれている状況である（4）。しかし、②学生たちが希望する活動場所については表 3 のように、「児童館・学童保育」や「子ども会」「スポーツレクリエーション施設」「保育所」といった比較的児童生徒を対象とした活動を希望していることがわかる。筆者の講義の場合で言うと、①で見たように高齢者や障害者への援助に活動のイメージがあるものの、実際にやりたいものは児童福祉関係に集中してくる。

（表 2 ボランティア活動のイメージ）、（表 3 学生の希望する活動施設等）参照。

その点で今回の特例法はその活動範囲を「施設実習」という固定的な見方と日程で大きく縛っているため、動機づけ面での工夫が重要になる。そして、③「現在、学生にとってボランティア活動をするためになにが障害になっているのか」の問いでは、学生個人が第 3 位まで順位づけした項目をみると（表 4）、第 1 位では「活動の機会や情報がない」「アルバイトなどで忙しい」などの項目が多く、第 2 位、第 3 位の理由を見ていくと「一緒にやる友だちがいない」「やる勇気がない」「偽善的に見られる」などの項目が増加してくる。みずから一步を踏み出せない姿勢をもち（表 4 ボランティアへの障害）、集団動員的な「奉仕」に偏りがちなこれまでの経験、そして入試の為に「この活動をやったら内申

書が何点あがるか」という動機を少なからずもってきた学生たちにとって、体験としての事実がボランティアの意義をゆがめてきた状況を察すると、とりわけ「ボランティア」から「実習」に転換させていくには相当な指導的配慮が必要になる。

表2 ボランティア活動のイメージ

高齢者や障害者などへの援助活動	88名 (61.1%)
無償でおこなう奉仕活動 (無償性)	116名 (80.6%)
自分の人間性を豊かにすることができる活動	47名 (32.6%)
自分の充実感や満足感を得ることができる活動	25名 (17.4%)
世の中や人のためにする活動	56名 (38.9%)
自分の経験や知識・技能を活かすことができる活動	21名 (14.6%)
使命感をとまなうやりがいのある活動	8名 (5.6%)
大きな災害などへの救援	46名 (31.9%)
自己犠牲による奉仕活動	6名 (4.2%)
気楽にできる活動	4名 (2.8%)
経験や知識技能がないとできない活動	1名 (0.7%)
就職に有利な活動	5名 (3.5%)
その他	4名 (2.8%)

表3 学生の希望する活動施設等

児童館・学童保育	40名 (27.8%)
老人ホーム (特養老を含む)	10名 (6.9%)
乳幼児施設	14名 (9.7%)
スポーツレクリエーション施設	15名 (10.4%)
身体障害者施設	8名 (5.6%)
知的障害者施設	5名 (3.5%)
子ども会	26名 (18.1%)
保育所	15名 (10.4%)
養護施設	7名 (4.9%)
その他	4名 (2.8%)

表4 ボランティアへの障害

	第1位	第2位	第3位
機会・情報がない	63名 (43.8%)	34名 (23.6%)	11名 (7.6%)
アルバイトなどで忙しい	44名 (30.6%)	45名 (31.3%)	12名 (8.3%)
家族の理解がない	0名 (0%)	0名 (0%)	1名 (0.7%)
個人的に興味がない	5名 (3.5%)	2名 (1.4%)	5名 (3.5%)
一緒にやる友達がいらない	1名 (1.4%)	15名 (10.4%)	11名 (7.6%)
やる勇気がない	11名 (7.6%)	14名 (9.7%)	20名 (13.9%)
遊ぶ時間が減る	3名 (2.1%)	7名 (4.9%)	14名 (9.7%)
偽善的に見られる	4名 (2.8%)	16名 (11.1%)	22名 (15.3%)
やってもメリットがない	2名 (1.4%)	0名 (0%)	1名 (0.7%)
特に障害はない	5名 (3.5%)	4名 (2.8%)	19名 (13.2%)
その他	5名 (3.5%)	3名 (2.1%)	3名 (2.1%)
不明	0名 (0%)	4名 (2.8%)	25名 (17.4%)

(2) 福祉体験と学生たちの学び

この講義を開講して3年目になるが、講義シラバスの概要は、「1. ボランティア学習と
なにか」「2 福祉教育の実施と方法」「3 疑似体験（車椅子での介助、アイマスク・白杖
での視覚障害体験）」「4 人間の生き方とボランティア活動（ボランティアコーディネー
ターの講義）」「5 人権教育のスキル」「6 福祉教育のプログラムづくり演習」である。講
義の後半は主に福祉教育プログラムづくりの演習を中心におこない、夏期休暇中を使って
ボランティア体験を勧めている。例年受講学生の6割近くが何らかの体験に参加し、福島
県社会福祉協議会による「サマーショートボランティアスクール」といった企画されたも
のや自分でボランティアと考えるものに挑戦するタイプなどもふくめ、いずれも強制や講
義の評価の対象ではなく、体験報告として授業者（筆者）との意見交流としてメモを入れ
て返却する目的のものである。

講義の中心である福祉教育のプログラムづくりでは、その具体化の方法として、学校や
地域における福祉教育の指導案づくりをおこなっている（生徒会での街頭募金やベルマー
ク集めから施設交流や社会調査まで）。作成当初、学校時代の体験を振り返り、「奉仕活
動」への偽善観と「いやだった面」「納得できなかった事柄」を整理していき、みずから
の経験と他の学生の経験との違い、教えられて身につけてきた福祉観と感じ取ってきた福
祉観の差異について吟味する。その上で、活動における協同とコミュニケーションのあり
方に着目するようにこちらから働きかけ、学生たちが社会的援助の意味や対人援助のスキ
ルの次元から方法論的な視野を広げ、子どもどうしや当事者との直接的接触場面を想定し
た指導プログラムづくりを通して、人々の人権やいのち、くらしと学教育活動との接点を
発見することを課題としている。学生への評価はこの点でおこなっている。

その後、上述したように学生任意の夏期休暇中のボランティア体験では、その体験を通
して学生たちが発見した事柄を整理し、それを報告してもらった。その体験的感想を分類
すると次のようになる。第1に、福祉の営みが社会の慈恵的供与ではなく、国民がみずか
らの手で築き上げていくものであり、そのために福祉への認識と行動を統一的に習得する
必要があること。第2に「社会的弱者」観への転換として、被介護者（当事者）から生き
る力を導くというエンパワーメントの視点に立つことの大切さ(5)。第3に、みずからの
福祉的活動が自己を理解し自己表現にいたる自己肯定感を土台として成り立つことを発見
したこと。特にこの3つ目では、高齢者や障害者が実は学生への援助者であったこと、あ
るいは具体的な介護はしていなくてもメンタルな面での援助（話し相手など）にみずから
の行為（存在）が影響していることを学生たちは感じ取っている。これらはまだ、感想の
分類上の事柄であるが、今後、こうした学生の気づきと介護福祉の理論とを結びつけて先
に述べた「介護等体験」の基本的な達成課題として吟味し、その方法論的な面に関わって
も追求する必要がある。

4.カリキュラム改革への視点

(1)教員養成カリキュラムと福祉的活動との統合

まだ実施がはじまったばかりの時期ではあるが、今回の「介護等体験」を、教育と福祉の実践的接点として着目すると、教員養成カリキュラムの改革を視野に入れざる得ないのではないだろうか。介護労働や介護技術など社会保障の営みとしては明らかに差異がある。しかし福祉的活動を教育の中に位置づけ直す意味では、憲法第25条の国民の生存権の基本権の保障に照らして言うと、それは教育が責任を持つ福祉的領域や機能への接近である。そこで、これまでの教師教育（学）とそれをとりまく隣接諸分野領域との統合という意味からも、再度、「介護等体験」がおよぼしうる教員養成カリキュラムの改革面について述べておきたい。

第1に、教師の資質に裏打ちされた責務において、学校教育関係法規とともに児童福祉法や社会福祉関係法規などの知識理解を高めることは、子どもたちが権利対象であることの制度的精神的根拠を学生たちが得るとともに、教師としての資質の基礎を培うことになる。第2に、今日、「ケア」や「癒やし」という概念が教育実践のキーワードとなりつつあるが、その理論的実践的接近として、臨床的体験の社会的スキルの基礎を習得することができる。第3に、通常の学校や教育では接することの少ない「措置」（児童福祉・老人・障害者施設）や「就学許可」（特殊諸学校）の現状、あるいは養護施設から学校に通う子どもたちへの見識など、ノーマライゼーション社会を真の意味で構築する担い手へとつながる。第4に、幸福な生活、安全な生活環境づくり（ウエルビーイング）思想から見た学校・子ども環境の克服題の発見として、学校の福祉的機能の見直しに寄与すると考えられる。第5に、教育活動と社会資源活用との結びつき、地域福祉機関や施設との結びつきを前提として意識することによって、講義での「座学」の域を越えるのみならず、今日的な地域の教育力の再生に寄与する人材の育成につながる。第6に、大学と地域社会との連携の具体化の1つをみずから拓いていく取り組みでもあり、第7に広く教育者養成の意味から福祉・看護、子育て援助専門職の養成あるいは就職の開拓などを挙げるができる。

とくに教育実習との関わりでは、学生の他者への共感能力、コミュニケーション能力、問題解決・調整能力、自己表現能力、他者と共同する能力、社会への問題提起能力の向上を目的としたカリキュラムづくりと連動させることにより、教育実習のプレ実習（4年制であれば1，2年生段階）や応用的社会実習（卒業年度）にからめ、広義の教員養成実習の体系的構造を開発する糸口になる。教育実習の場合、その目的からみて「子ども時代」が対象になる。しかし、子どもだけでなく高齢者や障害者に目を向ける実習のあり方は、子ども個人の成長と社会生活の向上に対する見通し、あるいは障害を持つ子どもの義務教育段階後のあり方、そして生と死の問題など、従来の現状に合わせた教育実習から将来の教育活動を創造する教育実習へと大きく分岐する地点を導くことになる。

(2)福祉的教養とカリキュラム

社会福祉学の領域が国立大学、とくに教育学部に体系だって位置づけられてこなかった問題もあるが、国民への福祉的機能の維持と改善を社会实践として寄与あるいは問題提起できる役割が教育学部にも求められてきている。例えば、教師としての「実践的指導力」を支える対人関係スキルの習得は、ややもすると理念や個人の自然成長に委ねられてきた現状がある。その点で、高齢者福祉や障害者福祉の領域で高められてきた技術論、グループ論、ソーシャルワーク論の間接的な習得は、そうした能力の意図的な向上に有用であるのみならず、その力が十分発揮できる教育・社会環境を創造するアドボカシー機能をふくみこんだ「エデュ・ケア」への志向を促すことになると思う。

今後、こうしたカリキュラムの広がりや、子どもを取り巻く環境への接近として、子どもの虐待問題や多問題家族への介入、障害を持つ子どもの将来、特別なニーズ教育の視点、マイノリティーの問題など、学校教育の福祉的機能の充実を促すカリキュラムの構造化をわれわれに求めてくる。その際、まず、今まで無自覚であった部分や省略ないしはみ出させてきた部分に目を向け、そこでの疑問や気づきをこれまでの教員養成カリキュラムに埋め戻していく作業が必要になる。教員養成における「福祉的教養」のカリキュラム化もその部分に芽があると思われる。教師をめざす学生たちが在学中に体験・学習して補完するというものではなく、教師として、人間としての生き方の発露を、大学がいかに保障するのかという問題にも重ねて、「介護等体験」のあるべき姿を追求する必要がある。

注

- (1)拙稿「教員養成学部・大学における介護等体験の実施状況」『福島大学教育実践研究紀要』第35号、1998,12に詳細を論じた。
- (2)大阪府社会福祉協議会編『教育職員免許法の特例に基づく「介護等の体験」受け入れマニュアル』全国社会福祉協議会、1998年。
- (3)全国社会福祉協議会『よくわかる社会福祉施設』、1998年
- (4)総理府「生涯学習とボランティア活動に関する世論調査」1993,11、p.18-p.21 参照
- (5)拙稿「セルフエンパワーメントとしてのボランティア活動ー障害者・高齢者福祉ボランティアの体験を中心にー」『福島大学生涯学習教育研究センター年報』第3号、1998,3を参照。

学生にとってのボランティア活動と セルフエンパワメント

—障害者・高齢者福祉ボランティアの体験より—

はじめに.

ボランティア活動がその援助者のものの見方や考え方、感じ方の形成にどういった影響を及ぼすのか。そしてとくに障害者福祉や高齢者福祉のボランティア体験が青年の人間関係能力や自己の生き方の模索・発見に対して、いかなるエンパワメントになるのか。本稿ではこうした点について学生アンケートと体験報告をもとに若干の考察をおこなう。

1.セルフエンパワメント・ボランティアとは何か

(1)ボランティアがねらいとするもう1つの課題

「働きかけるものが働きかけられる」。この実践哲学的テーゼはボランティア活動においても吟味する時代がやってきた。

ボランティア活動が誰のためのものかという問いはこれまで本格的に明確になされてきてはいない。これを問うこと自体、不見識とさえされてきた。自己犠牲が尊ばれる日本社会の土壌では、自分を大切にすることが推奨されにくい。ところがボランタリー概念を支えてきた社会的人的要因と運営・機能的要因に大きな変貌がある今、援助者（提供者）のためのものという設定が必要になってきている。その理由は、ボランティア活動の客観性と社会参加の関連（社会的スキルの習得）が問われているからである。これまで、援助者から見たボランティアの意味づけが自発性ゆえに主観的なものであり、マクロには社会適応であった点にある。青年層においてボランティア活動が「偽善」や「自己満足」であるという認識は少なくない。未経験者にとってはその部分が自己の正当化につながっていることもある。一方、その批判的な認識に対する具体的で有効な方策がなされていない状況にある。サービス供給者主導とサービス利用者主導との「つなひき」において、供給者主導にあったボランティアでは、要援助者の尊厳や適切な資源の供給による要援助者の成長への信頼という問題が希薄となる。一方、利用者主導では要援助者の可能性を空想化しかねない。援助者と要援助者がともに作りあげるボランタリー世界をうみだしていくうえでも、供給者側の主体性とボランティアスキルの向上の基盤となる、供給者側にとっての活動的意味を明確にしなければならない。

そこで提起するのがボランティアのリアクションに着目したセルフエンパワメント・ボランティアの概念である。この定義は、援助者の動機づけと要援助者から援助者へのエンパワーの営みの総称であり、相互援助自立の根拠を問題化するものである。しかもこの問題化の中に援助者のエンパワメントの契機と筋道とを探るものである。そのため「自

己実現」とは区別される。

ではボランティアがどう援助者のエンパワーメントにつながるのか。ボランティアとは voluntas 「自由意志」、volonte 「喜びの精神」を語源としており、volunteer 「奉仕者・自ら進んで提供」である。そのため、社会生活における自由や安心、やすらぎ、喜びを通じたエンパワーメントの基礎を増していくものである。同時にこのエンパワーメントは青年にとっての権利であるという確証である。このことは、生活の私事化にあつてボランティアの非日常性による「場所の移動」—自己の生活ストーリーの土台を置き換えてみえてくるものから生じてくる。現実には、障害者福祉や高齢者福祉において障害者や高齢者が援助者へのボランティア主体となっている場合が少なくない。セラピー・ボランティアとして訪問先の独居老人との関わりから学校で問題を抱える生徒が変革していく様子など、数多くの例が報告されている。これは社会的弱者への見方を例に取ると、福祉や奉仕、援助の対象として弱いものにとらえるのではなく、その中にある「強いもの」を引き出す手伝いをするという立場によるものである。

こうした視点は、第1にボランティアのもつ学習権保障の意味（国民としての福祉的教養の形成）について考える出発点であり、第2に、高齢者の社会参加や障害児者の社会参加と自立というテーマを考える上での基盤となる。

(2)セルフエンパワーメント・ボランティアの構造

エンパワーメントとは日常、「回復力」「自己決定のちから」「元気づけ」と表現されることが多い。本来は社会的不平等な立場にある人がさまざまな力を獲得するために諸資源を得ることである。生活の向上のために奪われていた力を取り戻していく上で、ミクロレベルでは個の自己実現、マクロレベルでは政治的参加というように、個人、グループ、コミュニティの利益を代表したり、弁護したり、介入・サポート、あるいはあるべき行動を推薦したり、アドボカシーの中で論じられる概念である。

ロロ・メイによればパワーに5つの分類ができるという⁽¹⁾。搾取的なもの、操作的なもの、競争的なもの、保護的なもの、統合的なもので、これらのうち、搾取的なもの、操作的なもの、保護的なものは二者の力関係に対等さがない場合で、競争的なものと統合的なものには対等さがある。日本社会においてはこの競争的な力には、マイノリティを差別構造の中でとらえる意識が根強いため、本来の意味での対等さは維持されていないが、統合的な力には対等な立場にある者同士がより強くなるために協力し合うことに同意してできあがったものである。また、エンパワーメントは個人的、あるいは社会的なちからを増すためのプロセスとして、「資源が不足している人が祖入れらの資源に近づきやすく、同時にその資源にたいする統制力を持てることをめざした意図的なプロセス」⁽²⁾だといえる。したがって、援助者においても自己の課題を発見するための統合的ソーシャルサポートという意味から、被援助者との接点に生まれる社会的スキルの向上は援助者のセルフエ

ンパワーに他ならない。

青年自身がケアの対象になっているという現状認識にはいくつかの視点がある。それは生き方のオルタナティブの弱まり、自尊感情の喪失、ミーイズム、三無あるいは五無主義、あるいはカプセル人間と称されてきた青年の自己肯定感の弱まりである。これらを社会的要因に解消することは個の内発的成長をゆがめてしまい、他方個人的要因（気質や生い立ち）に解消することは問題を個人責任に押しつけるのみとなる。これらは同様の間違いを含んでいる。すでに述べたように、今日求められるのは青年が自己を尊重し自信を高める知識や技術の習得である。これは青年のみならず、子どもたちの状況に例示するのに枚挙のいとまがない。

したがって、セルフエンパワーメント・ボランティアとは、ケアの提供者そのものが要援助者であると理解し、援助者自信のケアを自覚化したボランティアのプロセスである。ケア・ワーカーなどに見られる生活自立支援の領域における非専門家とは一定区別する必要があるものの、ある行動をおこした状況にいた他者からのフィードバックを第一義とする。

以上のことから、セルフエンパワーメント・ボランティアの構造は、要援助者との出会いからはじまる営みによって、援助者が問題の存在を発見するプロセスに存在するということがその前提となる。別表1参照。

なお本稿では、とくに要援助者の代弁までをおこない、社会的資源の確保や開発まで視野に入れて取り組む人材の専門性とその中間の人材として問題と解決をつなぐものを育てる場合に、後者にこのボランティアのウエイトを占めてくると考える。つまりエンパワーメント概念についてもアドボカシー能力の高まりとの結びつきで考えている。

(3)「気軽さ」の意味

福島県のボランティア活動振興指針中間報告において「ボランティア活動振興の基本目標」では、以下のように示している⁽³⁾。

- 1 気軽に参加できるように（きっかけづくり）
- 2 活動しやすく（条件づくり）
- 3 地域社会に根づくように（しくみづくり）

全国的に多くの施策がさまざまな環境整備面の充実に力点を置いている⁽⁴⁾。しかし1.の面が参加者のモチベーションの部分に対応する形でいっそう追求される必要がある。短時間で簡単に活動ができる。そして友達と一緒にできるということが重要な条件になっていることはいくつかの調査から論じられているが、その1つ震災ボランティアでの調査によると、活動に参加してとかった点として考え方が変わった「人に役立った」「社会問題への理解」とりわけ学生を見ると「友達ができた」が他の職種や世代と大きく開いている⁽⁵⁾。後でも触れるが、青年の多くがボランティア活動の「気軽さ」や活動のしやすさ

を要求している。この気軽さとは片手間やいつでもどこでもというものではなく、自己の意識選択の際に持つ「ハードル」の低さを指し示している。福島県社会福祉協議会の第6回サマーショートボランティアスクール報告書「夏体験」(1996年度版)によれば、参加動機は半数が「自分のためになるから」と答え、12%~19%が高齢者福祉や障害者福祉に関心があるからと答えている⁽⁶⁾。これは大学生を含め学校在籍者に多い回答であり、一緒に参加する友人の有無を大きく意識している。このように「気軽さ」のもつ積極面(対人関係上での)には着目すべきであり、「力になりたいがどう働きかけていいのかわからない」という風潮は、自己の成長と周囲のボランティア参加に対する理解や共感の必要性をわずかであるがうかがえることは見逃せない。

ところで、ボランティア活動をめぐる青年向けの諸施策のうち、例えば、教員養成「介護等体験」の特例法や現職教員のボランティア体験、進学、就職の際のボランティア体験の奨励、あるいは企業や事業所での勤務内外での活動を見ると、この多くが社会参加・社会貢献型のボランティア推進であることがわかる。公的支援制度の不備をボランティアで埋めあわせをする発想には批判的でありつつも、こうしたボランティア活動の姿を通じて現れる人間像をつかむという点では面接・資料等での意味がある。ただ、そうした利活用や選考者被選考者双方の認識のズレを是正する上でまだ成熟した社会システムとは言えない。ここには受け入れの体制がもつ動機づけ部分の課題がある。

2. ボランティア体験へのプロセスの中で

(1) 学生のボランティア体験

1998年5月に筆者が担当する「教育実践学Ⅰ」(前期2年生が中心)においておこなったアンケート及びレポートをもとに学生たちの実態や意識を検討することにする。

男子学生30名、女子学生91名合計121名に対して、ボランティア活動への興味関心の有無、これまでの体験と現在、ボランティア活動へのイメージ、活動をする上での障害と思われる事柄、希望する場所・施設、教職にとっての有用性、そしてボランティア活動への認識や課題意識について自由記述による回答を得た。この講義は教職科目の内での選択必修であり当初より福祉教育・ボランティア活動論を扱う特定のテーマ設定ではないことから、一定十分な動機をもって学生たちが履修したものではないことをつけ加えていく。結果の概略は以下の通りである。

〈ボランティア活動に興味関心があるか〉の問いでは、「はい」108名(89.3%)、「いいえ」13名(10.7%)。〈これまでの経験〉は、小学校時代で「ある」40名(33.1%)、「なし」81名(66.9%)、内容は老人ホーム訪問、募金活動、古切手、JRC活動、福祉少年団、コスモス活動となっている。中学校時代では「ある」39名(32.2%)、「なし」82名(67.8%)、内容は駅前清掃、学区・地域の清掃、JRC活動、保育所の手伝い、募金活動

(ユニセフ、街頭、赤い羽根)、老人ホーム慰問、養護学校との交流、障害者施設訪問、手作りゴミ箱設置、おはよう活動、資源回収、保育所訪問、診療所の職場体験。高校時代では「ある」27名(22.3%)、「なし」94名(77.7%)で、内容は障害児の保育園の清掃、聾啞者との手話交流、知的障害者との交流会、特養老へのイベント参加、老人ホーム訪問、川の清掃、サマーボランティア(共同作業所)、阪神大震災募金(文化祭でのクラス活動)、JRC活動、青年の家施設ボランティア、地区ボランティア推進委員。現在大学に入ってから「ある」22名(18.2%)、「なし」99名(81.8%)で、内容はふれあい公演(コーラス)、手話サークル、リハビリ介護、ダウン症児との遊び介助、献血、子ども向け演劇活動、知的障害施設訪問、盲学校訪問、児童文化研究会、老人介護であった。

全体の55名(45%)の学生が小学校から現在に至るまでいずれにおいても「ない」と回答しており、年齢が進むにつれて活動の減少が顕著である。活動の内容の選択をやや狭くイメージした結果や記憶の薄れによるかもしれないが、献血のような性格のものを除くと5割近くが未経験となる。

<ボランティア活動についてのイメージで、あなたが感じるものを3つ選べ(複数回答)>では、

- 1.高齢者や障害者への援助活動 89名(73.6%)
- 2.無償でおこなう奉仕活動 89名(73.6%)
- 3.自分の人間性を豊かにすることができる活動 37名(30.6%)
- 4.自分の充実感や満足感を得ることができる活動 21名(17.4%)
- 5.世の中や人のためにする活動 47名(38.8%)
- 6.自分の経験や知識・技能を活かすことができる活動 11名(9.1%)
- 7.使命感をともしやりのある活動 3名(2.5%)
- 8.大きな災害などへの救援 37名(30.6%)
- 9.自己犠牲による奉仕活動 4名(3.3%)
- 10.気楽にできる活動 8名(6.6%)
- 11.経験や知識理解がないとできない活動 4名(3.3%)
- 12.就職に有利な活動 4名(3.3%)
- 13.その他 7名(5.8%)

ここでは高齢者や障害者への援助や無償性が際だち、次に自己実現要求、自己有用性、そして災害となっている。これは全国的な調査の結果とほぼ合致している⁽⁷⁾。

<今、ボランティア活動をするにあたって障害となものの順位>は別表2の通りである。

ボランティア活動をする上で障害となる理由として、回答3つに順位づけをしてみると、機会や情報、時間(アルバイトで)の無さに理由がある。ボランティア活動への一歩という勇気のない理由はどの順位にも比較的に見られるが、「一緒になる友だちがいない」とい

うアクティブさに関する理由が後順になると浮き上がってくる様子が分かる。

〈もしボランティア活動をするのであればどのような場所がいいか〉では、順に並べると児童館・学童保育 29 名 (24.0%)、老人ホーム 15 名 (12.4%)、養護施設 14 名 (11.6%)、身体障害児者の施設 13 名 (10.7%)、知的障害児者の施設 11 名 (9.1%)、乳幼児施設 9 名 (7.4%)、保育所 9 名 (7.4%)、スポーツレクリエーション施設 8 名 (6.6%)、子ども会 7 名 (5.8%)、その他 6 名 (5.0%)となる。

〈将来教職をめざすものとしてボランティアに関する学習は必要と思うか〉では、「大いにそう思う」68 名 (56.2%)、「少しそう思う」43 名 (35.5%)、「あまり思わない」8 名 (6.6%)、「まったく思わない」0 名 (0%)、「わからない」2 名 (1.7%)と、概ね自分で受け止めている傾向がうかがえる。

(2)エンパワーメントの所在

自由記述の傾向では、積極的評価（批判的であれ自分や社会の現状について意見を表明したもの）は 77 名 (63.6%)、消極的評価（無関心を表明するもの）は 13 名 (10.7%)、わからないが 5 名 (4.1%)、記述なしが 26 名 (21.5%)で、それらの分析するとエンパワー要求にいくつかの傾向が見えてくる。

第 1 に、自己イメージへのエンパワーである。

「ボランティア活動をすることによるメリットを考えてしまうことが問題だ。高校の時ボランティア活動に参加して、もしかしたらただ自己満足や偽善ではないかということです」。「本当にやりたくてやっているのかという疑問を持つことがある（点数かせぎ）」。

「私が想像するときは自分の点数かせぎ的イメージになってしまう。阪神の震災におくる募金集めをしたときも『これで〇〇点アップしたね』などと言い合った。私たちは本当の意味でボランティアというものを知らないのかもしれない」。「大学入試という局面が記憶に新しい学生にとって、入試のためにという友達の様子と進学進路との峻別がつきにくい」。このように、偽善的である、自己満足であるというボランティアへのイメージは社会的弱者への認識をゆがめること以上に、自己イメージと表裏の関係にある。「偏見と無知の克服かなあと思う」という漠然とした印象を持つ学生もいるが、「自己満足や偽善の感じがする。この考えを恥だとは思わない。無償の行為というより、金銭的なお返しを望む。この方が割り切りやすいから」という意見もある。これを見ると、自分に自信が持てない部分を示しており、「学校への受験や採用試験のためにやるというイメージがぬぐい去れない。この活動で有利になるという社会の傾向が問題」という意識も自己イメージの転換を図らないままの状況だと言える。「ボランティアという言葉が身近な言葉に感じられない。忙しかったからというのも変で、忙しいというのが理由にできるのはおかしい」という意見は学生相互には厳しいものだが、自己イメージを検討する上で重要な指摘である（価値へのサポート）。もっとも、青年にとってボランティア活動がイメージ

できていないのは自己の直接体験から類推できない場合も少なくないが、既成の枠組みを強く自己内面化している結果かもしれない。

第2に、対人スキルへのエンパワーである。まず2種類の意見から見てみたい。1つは「ボランティア活動というと自主的におこなう活動と考えているが、やや強制的に学校などでおこなわれてきたように思う。もっと気軽に活動できる必要がある」というもの。2つめは「ボランティアというと本人の自発性によるものというプレッシャーがあって、もしうまくやれなかったらなどと考え、しりごみしてしまう。それに一度やったら続けなければならないという義務感がある。自然にボランティア活動に参加できる知識と技能を身につけた」というもの。先にも述べたが、「気楽に参加できる」という表現は、学生の回答に目立つが、2つめの意見が示す印象が本音かもしれない。すなわち、気軽さに関わる他者とのつながりでの対人スキルの習得・交わり能力・コミュニケーション能力・協同的能力の問題である。「障害者の立場がわかるようになりたい。私のアルバイト先の会社で目の不自由な人が働いている。今まで直接話をしたことがなかったので最初話すことさえいこうがあったが、話したら普通の人だった」は単に話しかける勇気や気負いを取り去る行為ではない。これは、情報の入手方法についても同様である。「活動に参加したが、どのような方法で参加して良いかわからなかった。もっと宣伝して多くの人に参加しやすい状況をつくるべきだ」。アンケートでも情報の入手不足を理由とする回答が多かったが、情報が少ないということはその入手経路自身の少なさであり、とりわけ学生当事者の生活スタイルにおいて目に触れなかったり見過ごしやすい状況にあるといえる。しかし、「情報を得るのにも自己努力がいると考える」ということも大切であるが、情報を入手する時点での「気軽さ」の追求が情報サポートとして不可欠となる。

第3に自己実現へのエンパワーである。

「ボランティアは人のためにやるというのではなく、自分のためになるからやるものだ。ボランティアをすることによってその人が大きく成長できるということは言うまでもない」。その一方で「人に何かをしてあげて感謝されるというものではない。(中略)結果が自分のためなら動機・目的が自分のためであってもいいのではないだろうか。自分がいまそのようなことをすることで何かに気づきたいと思う時にすべきだ」。これらには自己を発見する糸口としてのボランティア観を感じる。しかし、「今あまり知識もないままにボランティアに参加しています。相手に対して申し訳ないなあと思う反面、自分を必要としてくれるし自分の勉強という思いもあるし、はっきりした意志があるにではないのですが、もう少し自分の考えをはっきりさせたいと思います」というように、自己学習とのつながりで考えはじめる学生もいる。ただ「実際に障害者と接していて、私は障害者と接したいからしているのであってボランティアという意識はない」という意見がある。こうした思いにいるものへのサポートが今後大切になる。

第4に社会分析能力へのエンパワーである。

「ボランティアというと『3K』にあたる部分ばかりが宣伝されているように思う」。「行政のひずみの穴埋め的存在になっているというイメージが強いので『いいように扱われている』という雰囲気から反発と反感を感じる」。「自分たちの生活に結びついていないように感じる。生活とボランティアの関係が問われているように思う。機会を与えられなければボランティアをしようとは思わないところに問題がある」。「ボランティアを受け側の意識とのずれは国家予算など構造的な問題ではないか」。他方「ボランティア活動をもっと義務化すべきである」という意見も少なくない。「相手に対して単なる手助けでは相手のためにならない。」「自分が自立していくためにどうしたらいいかということを考えることが必要」。表現は異なるが、「老人ホームでボランティアをしていて聞き分けのいい老人をいっぱい作りだしているような感じがしました」という体験を述べる学生もいる。これが、自由記述での感想群から見た学生の意識像である。

(3)疑似体験を通じて

当初のこうした意識に対して、講義では疑似体験（白杖とアイマスクの使用）をおこなった。福島市社会福祉協議会より借用した白杖とアイマスクで大学構内での疑似体験を実施し、受講学生が多いことから2回にわたっておこなった。その時、この体験を学生たちはどうくぐったのかについて述べる。視覚障害と日常生活に関わるこの体験は、初体験である学生の多さもあるが、恐怖にも似た驚きであった。大学構内での実地体験という制約はあるが、講義棟や図書館、学生食堂、売店、近くの駅などに移動しながらの「気づき」について以下、概略する。

アイマスクを付けた瞬間から頼りは杖と先導者だけであったが、時間がたつにつれて慣れてくると、周りの人の声や音が聞こえてくるようになってきた。こうした感覚になるにつれて、環境を整えば不自由さもかなりの部分で克服することができるという点、耳で聞いたり触れたりいろいろな方法で不自由さを補うことができるという点、点字ブロックの上を歩いた学生は、日頃気にしていなかった社会的環境に気づくことができたという点が感想に目立つ。

実際には障害を感じない（日頃目が見えている）状態からの変化であるため、疑似としての体験域を越えるものではないが、気づけなかった視覚以外の感覚に、つまり自分の身体への気づきや安心感を感じる学生が多い。また手引きする先導者との呼吸や他者への信頼、他方、相手を支える（支援する）行為の実際場面で自分の相手への伝達・コミュニケーション能力について考える機会となったという学生が多く見られた。同情とも言える障害者への意識が、自己の身体を通じて結びつくことで同情から共感ないし同行者への意識に一時的になれたことが体験の重要な意味であったという学生が際だつ。

もう一方で、階段やスロープのない段差、フルフラットでない建物の構造、エレベーターの仕様など物的環境の不備を訴える場合もあるが、逆に思いがけない部分に人間の自立

を促したり補う事柄があることに気づいたようである。視覚障害の人々が安全に安心して暮らせる社会という抽象的理念的な認識がこの体験を通じて人間の自立支援の具体的な方法技術の習得へとつながること、そして同時にその方法技術が自らの手でもなし得ることを感じていった。人々が住みよい社会について、視覚の視点から少し社会改善へのイメージ化がなされたといえる。なによりも視覚障害者の身体的障害だけでなく、生活や就職など社会的ハンディーキャップについて理解はしているものの、その事実と自分との接点をこうした体験が生み出しているという点では、学生たちへの体験学習としての意味があった。

(4)障害者・高齢者福祉ボランティア体験

受講生のうち、夏休み等を利用して約半数の学生がなんらかのボランティア活動に参加した。その内訳は以下の通り。

老人保健施設（病院デイケア、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、等）22名、障害者授産施設等6名、障害等をもつ子ども支援（身障者センター、病院外来、自閉症児のための地域サークル等）15名、養護施設2名、地域子ども（子育て支援）事業等22名。

ここでは講義に招いた実地指導講師からの紹介や担当教員からアドバイスをもとに、学生みずから県ないし市町村社会福祉協議会の窓口、あるいは直接施設等に連絡を取る方法でおこなった。中には現在、大学や地域のサークル活動で継続的に参加しているものも1割近くいた。体験に参加したものの多くは社会福祉協議会を経由している。

事前事後指導については一例として老人施設のものを紹介する。

9:30 活動先の施設に集合

開校式・オリエンテーション（日程説明、活動時の諸注意、事前アンケート）、担当：ボランティアセンター職員

9:50 施設概況説明、自己紹介（施設長挨拶、概況説明・案内、自己紹介—学校・学年・参加動機）、担当：施設職員

10:30 ビデオ学習（「手をつなぐなかま」「みんなのしあわせ」）担当：ボランティアセンター職員・施設職員

11:30 食堂への移動、ベット介助、食事の準備（エプロン、配膳、お茶）、食事介助、担当施設職員

12:00 昼食と休憩

13:00 老人との交流 余暇活動への補助、老人との対話、担当：施設職員

15:00 反省会 活動を通しての感想

2日目以降、実践活動をはさんでミーティングと反省会を繰り返して、1日型から長いもので4-5日の日程で活動プログラムが組まれている。中には高齢者疑似体験や福祉器具利用セミナーなどを加えたり、体験の感想発表会に多くの時間をかけたりタイプは様々である。

＜学生たちの体験報告から（抜粋）＞

「障害を持つ人は社会が守る存在であって社会に貢献しないもの思っていないだろうか。その原因に小さい頃から障害者に接してこなかったことがあるように思った。地域社会で受け入れずに拒絶しておきながら、学校は障害を持つ人を受け入れなさいと言う状況に気が付いた。精神薄弱者の言葉に冷たさを感じた。ボランティアとは施設に行って手伝えるのではなく、当たり前な事をやっていけばいいのだということがわかった。」(M・S)

「知的障害者の更正施設で仲間とモーターのコイル巻きをして頑張りましょうねといったらお仕事ですとと言い換えされた。何度も仲間に教えられての作業でした。(中略)自分に誇りを持って生きられるようにする手助けというのがボランティアであるということがわかった。」(Y・Y)

「一度の勇気でこんなにも得ることがたくさんあるのならこれからはもっと積極的にボランティアに参加したいと思う」(Y・Y)。

「ボランティアに参加するまで、私はボランティアとは報酬を受けとらないだけのアルバイトと同じ事だと思っていました。しかし、実際に体験してみて、報酬を受けない代わりに得られるものの大きさを知りました。私が経験で得たものは、実際に仕事に大変さに加えて、『ありがとう』と言われることの喜び、人に認められることの喜びでした。この経験をもとに今後もボランティア活動をしていきたいと思います。」(K・E)

「最後に、お別れするときあるお年寄りの方から『何も言ってあげられないけど悔いのない人生を精一杯生きなさい』と言われた。そのとき涙が出そうだった。素晴らしい言葉をかけてもらって良かったと思う。」(A・T)

「私のいったデイサービスセンターで強烈に印象に残ったのは、所長とその職員の方々がまったく対等であることだった。お互いが対等でみんなが自分の意見を出し合っている話し合いがもっていたのでとてもいい職場だと思った。」(I・Y)

「私たちがボランティアにいった中でとてもうれしかったことがある。手遊びをしているとき、K先生が会ってから一度も顔の表情がなかったおばあさんが少しの間だったが笑みを浮かべた。その時、先生や看護婦さんのびっくりして何を言って良いのかわからない表情と興奮。若い人のちからがすごいんですよ。今日おばあちゃんに表情が出たのは若い人が来ている元気な雰囲気が伝わったからですよ。といわれた。自分が役に立つと言うことを実感した。」(Y・M)

「車椅子による移動やおしめの取り替えをしているときに障害を持った仲間になっ

としてもらった。有り難うという表情がとても我が身にしみました。はじめて本格的なボランティア活動を通じて、無報酬でやっているんだという意識がなくなっていったことに驚いた。どうも一緒に楽しもうと思い始めたことがこのような気持ちになれたのだとおもう。人のためにやるので、自分の為という思いでいっぱいとなった」。(F・M)

「軽作業を手伝いながら障害を持った人の介助にあたったが、職員に教えてもらった介助技術の1つ1つに人間に対する暖かさところを感じた。日頃、自分が気づかない技のようなもの、家族や友達関係においてもこれまで学んでこれなかったものを多く気づくことができた」。(N・S)

「障害者の在宅か施設かということを考えながらの体験でした。施設のもつ専門性の大切さと共に、地域や社会で、あの人たちが何不自由なく過ごせる条件を整備する細かい事柄が見えてきた。とくに、移動と情報について、地域全体で考えていかないといけないと思った」。(I・H)

4.援助者へのボランティアマネジメントの展開

(1)ボランティア体験のとらえ方

上述の体験報告は代表的なものを列記したが、学生たちは「自分のために」という感情を多くで沸き上がらせている。そこには個人の「癒やし」ともいえる感情をもとにしたものもあるが、はればれとした印象をもとにしめくくっているものが多い。初めての体験、そして非日常的な体験ゆえに活動を終えた学生の思いは、一つの自信を生み出している。それは、施設や被援助者が自己の肯定感情を映し出す鏡という存在になって、学生たちの前に立ち現れたためであろう。そこには施設での職員から受けたアドバイスもあるが概して職員の自然体としての援助行為に触れたという点もあるが、職場・施設内の職員間の人間関係（チームワークや連携コミュニケーション、協同）の場面に触れたことが大きな気づきとなっている。当初気負って施設の門をくぐる姿勢の裏側に不安な自己の存在があるのかもしれない。

(2)要援助者主導モデルへの実践的参加に向けて

こうした体験は、次の点でエンパワーメントの内実を示していると思われる。

- ・癒やされるということが人間社会の諸問題を浮き彫りしていること。
- ・自立生活への支援志向が自己の生活変革の糸口になること。
- ・介助技術の習得がアドボケート機能の発展につながること。

では、こうした部分を展開する上で、今後、要援助者主導の社会福祉環境に援助者がどのように参加（インクルージョン）するのかが問われる。この問題についてボランティアマネジメントの視点から課題を少し述べておきたい。

学生の感想等からもわかるように、どのような能力が導かれるのかという点で、体験カリキュラムの教育過程化がボランティアマネジメント機能の中で重要な位置を占めるといえる点である。なぜなら、学生たちのボランティア体験の過程には、「自分でも役に立つんだ」「自分にも問題を解決するちからがあるんだ」ということに気づくことや福祉的な問題や課題を共有する他者（要援助者、施設職員等）との出会いや交流、そして体験を通じた課題克服のための行為選択という3つの段階が見られる。その中で、個人のもつ身体的特徴と結びついた機能上の制限や困難あるいは社会的不利をもつ障害者や高齢者がかかえる問題を、個々人が自己の課題へと高めていく上で、問題の発見を他者との共同化による課題の発見へと結びつける機能が必要になる。ここにボランティアの組織化やカリキュラム化を模索するマネジメントの着眼点がある。

謝辞：本論執筆にあたり、関靖男氏（福島県共同募金会主任・前福島県社会福祉協議会ボランティアコーディネーター）をはじめ、県社会福祉協議会ならびに各市町村社会福祉協議会、お世話になった施設に御礼申し上げます。

<注>

- (1)Roro,May.Power and Innocence.(1976)W.W.Norton.P.56-P.60.
- (2)Allen,J.Barr,D.Cochran,M.Greene,J.,&Dean,C.(1989).Networking Bulletin:Empowerment and Family Sopprt.(1-1)Cornrll University.p.20.
- (3)福島県社会福祉協議会「ボランティア活動振興指針中間報告」ふくしま、ふくしボランティア 21 振興会議（福島県社会福祉協議会）1997年3月
- (4)神奈川県社会福祉審議会「県民の福祉活動に対する支援のあり方について（答申）」1994年他、山形県福祉ボランティア活動推進委員会「ボランティア活動の推進に向けて」1995年、奈良県「ボランティア等社会参加活動推進のための基本方針」1994年、群馬県「ボランティア等社会参加活動推進の指針」1992年等を参照した。
- (5)大阪市立大学社会福祉学研究室（秋山智久代表） 「震災とボランティア」大阪府社会福祉協議会 1995年、P.38
- (6)「夏体験一第6回サマーショートボランティアスクール報告書」福島県社会福祉協議会、1997年3月、p.12
- (7)経済企画庁『国民生活選好度調査』1993年参照。

別表 1

自己受容ー自己イメージの確認
自信の創出ー自立主体としての確認
社会的スキルの形成ー問題解決に必要な ちからの獲得
社会参加ー被援助者主導モデルへの参加

別表 2

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
1.機会・情報がない	43名 (35.5%)	32名 (26.4%)	14名 (11.6%)
2.アルバイトなどで忙しい	29名 (24.0%)	30名 (24.8%)	11名 (9.1%)
3.家族の理解がない	0名(0%)	1名 (0.8%)	2名 (1.7%)
4.個人的に興味がない	5名 (4.1%)	3名 (2.5%)	0名 (0%)
5.一緒にやる友達がいない	1名 (0.8%)	8名 (6.6%)	17名 (14.0%)
6.やる勇気がない	13名 (10.7%)	20名 (16.5%)	18名 (14.9%)
7.遊ぶ時間が減る	6名 (5.0%)	7名 (5.8%)	10名 (8.3%)
8.偽善的に見られる	6名 (5.0%)	7名 (5.8%)	11名 (9.1%)
9.やってもメリットがない	0名 (0%)	1名 (0.8%)	2名 (1.7%)
10.特に障害はない	11名 (9.1%)	3名 (2.5%)	18名 (14.9%)
11.その他	6名 (5.0%)	1名 (0.8%)	3名 (2.5%)
不明	1名 (0.8%)	8名 (6.6%)	15名 (12.4%)

ボランティア活動と参加としての自治

—社会福祉と自己表現の視点から—

今回の教育改革に見るボランティア活動の「なんでもあり」的状况に対して、本来のボランティア・アクションをいかに子どもたちの権利主体形成に結びつけるのか。そして、ボランティア活動を、「平成版青少年勤労動員制度」へのカウンターパワー（対抗力）として、自治的活動のためにいかに再編すればいいのか。そのことによって、どのように子どもたちの学びや生活における参加としての自治を学校の中に取り戻すのか。子どもたちの「社会福祉と自己表現」（ウェルビーイング）の視点からその根拠を考える。

1 ボランティア活動と教育改革

「志願」、「滅私奉公」という自己犠牲の精神が奨励される日本社会において忘れてはならないものがある。それはボランティア活動が、為政者の手足となるマンパワーを安価かつ大量に確保する施策に活用されてきた歴史である。われわれの中には、ボランティアの価値には賛成するが、運営や内容、そこにある組織文化に拒否的反応を示す人が多い。小中学校時代に「いやいややらされた」という体験的意識によるものも少なくない。しかし、この意識はいわば意図的な外圧によってつくられてきた部分がある。一例として児童福祉法の成立過程を見てみる。

一九四七年一二月制定のこの法律の前文には「すべての児童は、ひとしくその生活を保護され、愛護されなければならない」とある。制定直前まではこの「保護され」と「愛護され」の間に「教育をほどこされ」という文言があった。しかし、最終的に「教育」は文部省の所轄であり、厚生省の制定する法律の中に教育の保障や実施に関する表現は罷りならぬという政治的判断が働いた¹⁾。

教育におけるボランティア活動への拒否的反応には、文部省と厚生省の確執による縦割り行政に起因する背景がある。学校教育は知らず知らず社会福祉に対する乖離意識を取り込んでしまい、ボランティア・アクションを「強者の論理」による奉仕活動に変質させ、「集団に個を埋没させるもの」の代名詞をつくりあげた。同時に、教育関係者への児童福祉法や社会福祉関連法規を学ぶ機会の搾取は、国民的福祉教養への「われ関せず」的風潮を社会に温存する結果となった。とくに社会生活構造の変貌が予測された高度成長期の冒頭、国家は福祉の切り捨て政策を開始したが、学校の教育場面にそれを肩代わりさせたのである。

中教審の諸答申や教課審の「中間まとめ」、「教育改革プログラム」は、子どもたちの「生きる力」の形成から教科教育や道徳教育の方法論、総合学習の実施、家庭のしつけ、地域と学校の連携にいたるまで、随所に子どもたちのボランティア活動（体験）をセットしている。「社会貢献」や「ふれあい体験」などを含め、高齢化社会の流れに支えられ、

耳ざわりの良さや国民的合意を取り付けやすいボランティアという装置を使って、個人的な自己満足や生き方の指標に結びつかないわへの自己肯定意識を築き上げようとしている。これはいっそう受験・進学・就職競争への人物評価や新学力観の「関心・意欲・態度」による抑圧的で人格介入的な評価を徹底するものになる。

今、いじめ・不登校問題や「アレル」「キレル」子どもたちへの働きかけにおいて、子ども一人ひとりの権利の尊重と自己表現を保障する営みが必要になっている。その点で、すべての学校教育活動そのものが、子どもの権利を侵害していないかどうか自覚する体系的な認識と、教師と子どもともに体験的に学ぶステージを必要としている。

2 ボランティア活動のハイブリッド時代

ところで、「ボランティア活動で免停免除」という道路交通法の改正が去年の末、閣議決定された。導入は一九九八年の秋とのことだが、駐車違反やシートベルト未着用という軽微な違反をくりかえし、累積違反点数が六点になった運転手に、カーブミラー磨きや放置自転車の撤去作業など、交通安全に関するボランティア活動で免停を免除するというものである。ボランティアの活動がペナルティーに活用される。まったくもって奇妙な話である。

また、「介護等体験」が教員免許を取得しようとする学生に対して、一九九八年度入学者から特例法として導入された。すでに現職教員研修の中に、介護体験や福祉ボランティア体験が企業や事業所での体験実習と肩を並べはじめて久しい。そして近年、教員採用試験の人物調書に「ボランティア活動」の欄が全国的に設けられている。そのため、受験を前にした学生たちがにわかに社会福祉協議会の窓口に押し寄せたり、中には下宿している町内会の清掃作業に出たりという笑えない状況もあった。競争、あるいはそれを補完するメカニズムとボランティアとは本来無縁のはずだがその関係の脆さがこれまで以上に露呈している。

しかしながら、一九九五年一月の阪神淡路大震災後、防災ボランティアや救援ボランティアがまたたく間に動き出した。その国民的動向に対して、いかに国家体制の維持（危機管理）に結びつけるのかをもくろむ政府の動きもあるが、この年を「ボランティア元年」と呼び、これまでのボランティア活動や奉仕活動をみんなで真剣に問い直す元年であるという抵抗もある。ボランティア活動が、消費欲求の世界から人間性の回復というライフスタイルとして国民生活の本流になりつつある。

今、こうした脆さと本流の間に、着目すべき行為文化の芽生えがある。異種多様なボランティアが「ボランティア」という呼称のもと、自発性、無償性、連帯性の原理によって、これまでの奉仕活動のイメージを明るく、楽しく、気軽なものに押し上げている。青年のボランティア活動への参加意識調査⁹⁾によると、「気軽に参加できた」「新しい友だちができた」「人の役に立てた」「自分のためになった」が高順位になっており、今あるみずか

らの生活世界と違った非日常的な世界や人々との出会いがこうした思いの素地になっている。ボランティアという非日常をくぐって日常を振り返る。そこにある不連続こそが無自覚だった思考を拓いていくのである。

生涯学習社会において、職業と趣味やボランティアとの境目が薄まりつつある現象、あるいはボランティア活動にも無償と有償が並存したり、現代社会におけるボランティアのハイブリッド（＝混合）化が進行している⁹⁾。なんでもボランティアという公共性の規制緩和は、一方で子ども・青年、家族、企業、地域の低コスト事業を推し上げる結果となったが、他方でハイブリッドゆえに上意下達による企画・運営ではなく、対等な人間関係の場を生み出す側面もあらわれている。これはボランティアの自発性、無償性、連帯性の原理に加え、公共性や提言性、先駆性、開発性を芽生えさせ得る。社会事業（social welfare）の流れを汲む慈善的行為観からすれば、個々人の余暇の利活用や余った労力の「おすそ分け」、偽善的な行為に見られるかもしれない。しかし、ボランティア活動のハイブリッド化はいくつかの視点を教育実践に提供してくれる。

3 学校教育からはみだしたもののへの着目

その一つに、ボランティア活動が教育と福祉をつなぐという点である。

そもそもボランティアとは、英語の volunteer（奉仕者・みずからすすんで提供する）だが、ギリシャ語の voluntas（自由意志）、フランス語の volonte（喜びの精神）が語源である。こうした意味において、学校のボランティア活動が奉仕活動の域を越えなかったのは、まず多くの学校関係者がつねに援助者の立場を堅持し、被援助者の立場にたった具体的な教育方法（トレーニング）を学びとる素地が弱かったためである。現職教員の福祉教育研修で社会福祉協議会に派遣されたある教師は次のように述べている。

「養護施設での研修は、施設にいる子どもの多くが家庭で虐待を受けた子どもであることを知るとともに、時折見せる攻撃性と衝動性など、一変する眼光のするどさから、うまく人間関係を結べないことのもどかしさや抑圧された感情の大きさを知ることができた。人間関係の基礎についてこれは児童福祉施設で生活している子どもに限ったことではなく、学校現場における自分の感情や気持ちをコントロールできない児童への接し方という点で多くを学んだ。家庭が子どもにとって安心できる場でないというだけでなく学校にも同じことが言える。そして、現代の社会構造にもそれを感じる」。この教師は他に特別養護老人ホームと授産施設（障害者の共同作業所）にも数ヶ月ずつ通っている。これまで学校から押し出されたり自覚化されてこなかった子どもの現実とみずからの教育方法の閉鎖性を、福祉ワークを介して実感し、それをみずから表現するスキルと視野の拡がりを得ている。

これまで福祉教育というと、研究指定校や期限付き協力校の形で、教育現場にとっては「招かざる客」的存在であった。だが福祉教育には次のような歴史がある。戦後の福祉教

育の出発点の一つに「徳島児童民生委員」活動がある。これは「すべての友だちを幸せにしよう」とのスローガンを掲げ、地域子ども会を基盤に通学区ごとに男女一名ずつの「子供民生委員」を選出し、郡部や市ごとに小中学校長が指導部、社会福祉協議会が事務局となって一九四七年に組織化された。創設者平岡國市の言葉でいうと、「子どもを不幸にする戦争をなくすためには、子どものうちから命の大切さを教えることが何よりも大切」との提唱で、学校や教師が活動をはじめた。これは現在の福祉教育実践協力校の原型であり、障害者施設の設置運動や国際交流などに取り組んだ歴史も持つ。

また一九四九年、社会科の副読本『明るい市民社会—社会事業の話』を、大阪市民生局が中学校社会科の教師たちと刊行している。戦後最初の福祉教育のテキストであるが、その中に「ボランティアは、公衆を代表して施設に協力する人であるから、社会と社会事業と連絡したり、施設の活動状況や事業の内容を、あるいは又その必要とするものを、社会に向かって公正に説明したり普及したりするのである」と、社会や地域の分析とボランティア活動への参加とボランティア個人の成長との相互関係を目的にしている。一九五〇年代半ばから、人権や自己表現の視点を欠いた奉仕活動が「特別（教育）活動」を通じて学校内化するのに伴い、社会分析の部分が学校の壁によって遮られてきた。

教育と福祉をつなぐこと。これは、まず人権や医療、環境などをめぐる社会のゆがみこそがボランティアを必要としてきたことを学ぶ場となる。

4 自己表現と子どもの代弁・擁護能力

二つめの視点は、子どもたちの福祉的権利への参加を創出するという点である。ノーマライゼーション社会といわれつつも、まだ、これは行政主導の施策的宣言である面が強い。安全な生活や自由な自己表現が抑圧された子どもたちの反福祉的状况において、「保護」(protection)のみならず、予防(prevention)とそれへの子どもたちの「参加」(participation)を具体的に実現していかなければならない。この三つのPを学校自治と切り結ぶために、また、子どもの権利条約を宣言法にとどめないために次の活動を見ておきたい。

①子どもたちの代弁・擁護(アドボカシー)能力を育てること。個人の自立と自己実現を支援するという社会福祉事業法の基本理念(第三条)によれば、さまざまな社会福祉サービスはその実施にあたり、「地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るように」とある。一見、住民参加の福祉文化の形成をいわんばかりだが、いかなる福祉がいいのか、どういう福祉であれば幸せになれるのかは地域住民で選択し、自分たちで参加してつくっていけ。そして地域社会へのサービスの水準は、地域が決めていくことであり、実施も自分たちの都合でマネジメントしろというものである。そうすると、子どもたちや地域への福祉教育が、地域福祉行政に対する影響力に大きく左右する。住民の意識が福祉サービスの質を決定していく構造ができあがっているからこそ、逆に、子どもが大人や子どもに働きかけて作りだす福祉の世界が重要になる。

②学校と地域を結ぶ媒介項になること。障害児者理解教育や交流教育のように、小学生が地域の施設などに訪れてふれあうことは、教師の多忙化問題の次元を横におくと、誰しも根本的に否定しないだろう（管理職や教職員間での合意はとりやすい）。単なる「慰問」ではなく、その場所に出かけていき、その現状について認識することによって、かえって地域の施設を守り改善することにつながる。これは、参加としての自治を学ぶ活動環境として、子どもの思いをありのままに受け止め、子どもの権利の尊厳を擁護し、要求を代弁する機能を、コミュニティの中に準備する足がかりにもなる。

③学校と家庭とを結ぶための「教材」。子ども、父母（地域）、教師の第三者が学校のあり方を話し合うような学校協議会、あるいは生徒会活動の再生にとって大切な「教材化」となる。ここでは福祉における当事者と行政の間で有効な役割を担う中間組織（ボランティアセクター）の成り立ちや運営を学びながら、学校での自治組織の築き方を再検討することができる。

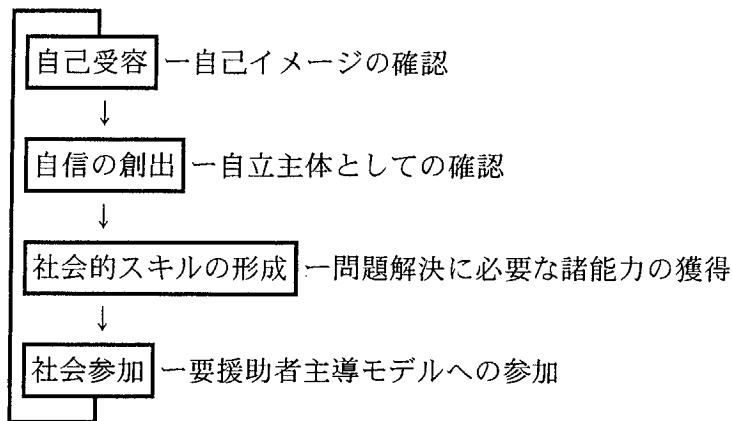
④家族問題に関わるときのあり方を問い直すこと。教師が荒れる子どもの家庭に関わったり、虐待を受けている子どもの家庭に介入するあるいは機関へ通報する機能や権限は、いったい何を根拠に成り立っているのか。子どもを保護してから指導するという際の保護の機能について、そのプログラムや代弁機能の制度化は重要である。教師の実践力を論じるとき、子どもの「保護」をめぐる指導性（専門性）はほとんど明確ではない。したがって、生活や学習の指導に責任と自信を持つ専門職性として、地域や家庭に介入できるシステムを根拠に持つために、その原理を福祉ワークから学ぶ意義は大きい。

これらは、いずれも仮定での言説かもしれない。しかしながら、次の観点が内在している。

5 ボランティア活動とエンパワーメント

三つめの視点は、ボランティア活動がもつ人々へのエンパワーメントへの着目である。学校をインケアの空間として問い直してみたい。

エンパワーメントとは、「回復力」や「自己決定の力」「元気づけ」である。本来、社会的不平等な立場にある者がさまざまなちからを獲得するために諸資源を得ることである。生活の向上のために奪われていたちからを取り戻す行為として、ミクロレベルでは個人の自己表現や自己選択、マクロレベルでは政治的参加をさす。個人、集団（グループ）、コミュニティの利益を代表したり、代弁したり、介入サポートしたりあるいはあるべき行動を推薦したり、先のアドボカシーの中で論じられる概念である。また、資源の不足する人がその資源を求めやすく、その資源に対する統制力を持つための意図的なプロセスでもある。福祉にこだわっていると、障害を持つ人や介助を必要とする人との出会いに生まれる社会的スキルの向上は、援助者自身のセルフエンパワーにほかならない。それを図式すると次のようになる。



ボランティア活動が援助者（提供者）のためにあるという表現は誤解を招くかもしれない。しかし、決して不謹慎ではなく、子どもたちの自尊感情や自分が自分であることをみずから認めていくプロセスとして福祉教育を見直すことは生活指導教師にとって先んじたことである。つまり生活指導におけるセルフ・エンパワーメントという営みの開発と行動化である。

6 学校自治とNPO活動

そこで四つめの視点は、エンパワーメント開発の基盤として、NPO活動と学校自治組織との結合である。

全国の小学校から高校まで都道府県の社会福祉協議会が進める福祉教育実践協力校制度やJRC（日本青少年赤十字）活動などが数千余の学校にある。このボランティア活動を継続的におこなう社会福祉協議会は、社会福祉法人として法人格をもつ歴としたNPOである。学校内に社会福祉法人の組織が入っていることを想定して考えると、これは大きな運動論的なストラテジーになる。なぜなら、特定法人であるがために発揮できる権限や社会的位置は、学校の中にハイブリッド現象を起こす起爆剤となるからである。学校によってはJRCなどを児童会や生徒会傘下の部活動に押し上げることで、教育にウェルビーイングを導きうる。学校を拓く点で考えても、こうした社会資源との関わりは一考に値する。なによりも地域の施設や人々とのつながりや出会いは、地域の福祉的社会資源そのものの活性化にもつながる。都道府県や地域によって老人福祉施設や児童福祉施設の数や質に著しく差が大きい。施設関係者だけでなく子どもも地域の一員として声を上げる地域行政への「異議申し立て」は、参加民主主義を肌で学ぶ場になる。

学校と家庭の信頼関係をどう深めていけばいいのか。よく話題になるが、その信頼関係、いわば人間関係を切り結ぶアクションについては意外とインフォーマルな「つきあい」のレベルにとどまることが多い。これをフォーマルにする方法としても有効である。ボランティア活動は素人ゆえに平等性を子ども（大人）どうしの関係の中に生み出す。先に述べた家族介入の責任の所在が地域にあるという点もイメージしやすくなる。

7 総合学習としての福祉教育

ボランティア活動はその運用如何によって子どもたちの最善の利益を学校内外で具体化する教育方法上のキーワードになる。しかも、競争原理に立つ能力主義を相対化する糸口になる活動である。紙面が足りなくなっただけで具体的な実践を通じて述べることはできないが、これからの総合学習（総合的な学習の時間）として、学校自治の拠点となる福祉教育のカリキュラム化をいかにわれわれに手中におさめるのか。その点についていくつか指摘しておきたい。①学校の中に福祉という第三者的機能を人的、組織的、方法技術的に確保し、関わりを豊かにすること。②いのち、性、老い、死、地域、環境など、これまでも存在したテーマを参加としての自治の教材として高めていくこと。③地域横断的な取り組みを重視しつつ、一つの体験が次の新たな体験へとつながるようにする。④高齢者や障害者などの生活に直接触れ、人々の間に分け入ってはじめて見えてくる真実があることを子どもたちに教える。

なによりも従来の教科の融合といった総合学習のイメージから解き放たれるために、学校の自治とは、そもそも子どもたちや教師、父母のボランティアによって支えられてきたことに立ち返る必要がある。「生徒会役員も学校でのボランティア活動ですよ」という中学生の言葉が、意外と新鮮な印象を与えてくれる。

注

1 児童福祉法研究会編：児童福祉法成立資料集成（上）、ドメス出版、1978年、74ページ

2 大阪市立大学社会福祉学研究室（秋山智久代表）：震災とボランティア、大阪府社会福祉協議会、1995年、38ページ。

3 川口清史、協同の発見、協同総合研究所、第70号、1998年、巻頭言。

現代社会における支援の論理

ーその問題点とボランティア活動

支援とは何か。新学力観の「指導ではなく支援である」という考え方は、教師の指導性と専門性に後退の道をつけてきた。それ以上に、この支援の状況は、子どもたちの生活と自立の空洞化をすすめている。それは、支援が当事者外部からの施しやサービスとして、個の自己選択や自己決定の剥奪につながる危険性をもつためである。以下では、現代社会における管理から支援への社会システムのパラダイム転換を見据えつつ、とくにボランティア活動をめぐる生活指導実践の課題について考えてみたい。

1 支援と規制緩和

支援を通じた生活の変容は、効率性と合理性を第一義とする企業社会の転換、つまり規制緩和の動きを補完する関係で進行している。

八〇年代以降、規制緩和は流行語としてさまざまな領域や分野で使われてきた。ところが、ひとたびこの言葉に耳慣れてくると、新たな生活支配として国民に無力感をさえ与える存在となった。中小小売業の保護を目的とした大店法規制への緩和は、競争促進による価格破壊を生みだした。また、米の輸入自由化や食糧管理法の改正は、農業保護のためにあった規制を農業者の生活と働きがいの衰弱につなげた。これらに関わって規制緩和は、市場開放や低価格競争の裏側で、消費と生産スタイルの崩壊、食材・食品の安全性欠如や情報の不良と過多、国内自給のアンバランスという、人々のいのちとくらしに深刻な課題を投げかけている。

そもそも規制や管理とは何らかのメリットを想定して発動されるものである。企業社会にとっては経済効率優先を追求するためのものであった。そうするとこの規制の緩和とは、企業社会国家の構造転換（見直し）という側面をもつが、端的には国家統制を実現する管理システムが挫折した結果の産物ということになる。要するに、規制緩和は、社会や組織・個人への管理化によってもたらされる膨大な労力と経費の削減を目的としているのである。教育版規制緩和である「教育の自由化」論は、「行き過ぎたもの」(受験競争・偏差値教育等)を脱構築してより有効な教育を実現しようとするものといわれるが、もはや教育リストラの正当化以外の根拠を喪失していることになる。七〇年代以降、オイルショック後の行政改革は、社会的人的資源の管理システム維持を「省エネ」化によって切り抜けようとした。しかし日本経済のゆらぎと混沌を生み出した。そこで八〇年代後半から九〇年代バブル崩壊後はおなじ轍をふまないように、管理システムの挫折を最小限にとどめる新しいシステムへの転換が必要となった。これが経済の活性化をうながす支援システムで

ある。

ところが、本来この転換を左右すべきは支援を受ける側の国民である。にもかかわらず、管理のゆらぎによって生まれる人々の様々なニーズの中から新しい秩序や法則性を求めたり、支援が人々の課題遂行の自在性を高めるという理解は発展していない。その理由は、支援を消費財や商品としてとらえることに慣れてしまった国民にとって、支援システムを民意で自己組織化する、つまり、管理のゆらぎを主体的に生活の改変へと結びつけたり、管理にかわる社会制作の方法・技術を生活の営みの中で示す試みが進んでいないためである。そのため、支援システムは企業社会を強化する自助努力型生活再編の機構に取りこまれてしまった。

2 支援の再構築と集団づくり

ところで、管理システムから支援システムへのパラダイム転換は、組織活動におけるマニュアルワークのゆらぎに由来するものである。この変化をいくつかのキーワードで整理すると次のようになる。

	管理システム		支援システム
①目的の達成	分配・役割分担	→	共創
②人間関係	競争的關係	→	共同・共生的關係
③集団属性	袋小路	→	オープンエンド
④意志決定	中央発信	→	協同発信
⑤活動空間	市場・学校・企業	→	居場所
⑥対人スキル	機能重視	→	文脈重視
⑦作業スキル	結果重視	→	過程重視
⑧実践スキル	直線的継続的	→	並列的共時的

これらを近年の集団づくり論にあてはめると、次のような実践の推移と合致する。

一つめは、このパラダイム転換の特徴であるトップダウン型組織論からネットワーク型組織論への脱皮を模索する中で、合意形成や個人の意志決定、対話や討論を通じて、そこでの相互の人間理解の広がりをもよおしてきてきた点である（①②③④の推移）。二つめは、子どもたちの「多様化・個性化」理解をめぐって、その姿に子どもの異議申し立てや自己表現があると理解し、子どもたちの行動や価値観があらかじめ決められた標準のモデルでは解読できないことを自覚しはじめた点である。これは子どもたちの行為行動や認識を文脈で読みとろうとする、「読みひらく」という着想に象徴される（⑤⑥⑦⑧の推移）。

しかし、このような推移をどのようなシステムとして表現するのはまだ明確とはいえない。とくに後半の推移は、教師や大人の尺度を組み替える作業であるだけでなく、既存の価値基準のゆらぎと自己の教育実践との接点を実践者が発見し検討する作業である。し

たがって、集団づくりに求められるのはゆらぎの発生しやすい状況を、組織や個人の活力につなげるシステムであり、直接的な支援の方法論にとどまらない。あくまでも支援システムとは個人や集団の自己組織性を高めていく営みである。

明らかに管理システムはあらかじめ与えられた目標を達成したり、既存の秩序を維持するには有効である。ところが、新しい目標を探求したり制度を作り替えたりするには適さない。その点で、支援システムは単に脱管理あるいは管理の骨抜きをさすのではなく、管理秩序を維持しようとする環境への批判的ベクトルをもつ。自己組織性とは環境がたとえ変化しても、それにかかわらずシステムが自力でみずからの構造を変化させ新たな環境をつくりだす性質をいう。高齢社会における介護支援、地域福祉の支援、子育て支援、諸外国への開発支援など、いまや、現代社会は支援というものを欠いては存在しない。身近では、ワープロ（パソコン）のアプリケーションの文章推敲支援、翻訳支援などの商品開発が目まぐるしい。しかし、その中で、もっとも問われるのは、支援がその受け手の能力発揮（自己決定・自己選択）の部分でどういった主体性を促すのかという問題である。

では、自己決定などを大切にす支援というものをどう考えればいいのか。

第一に、支援とは、他者の意図を持った行為に対する働きかけである。そしてその意図を理解しながら相手の行為のプロセスにこちらが介入し、相手の行為の質の向上や改善をめざす営みである。第二に、支援が成立するにはあくまでも課題を達成しようとする支援を受ける側の意識が中心となること。第三に、支援は、支援を受ける側からのニーズに応じて提供するものであり、支援者の論理をおしつけるものではない。

「いつかはわかってくれる」というような子どもたちへの働きかけは、企業の社会貢献がゆくゆく自社の利潤追求につながると考えるのと同じようになり、やはり支援とはいえない。また、日本が東南アジアへのODAで農耕用のトラクターを供与しても故障したときのエンジニアや部品の補助には目を向けず、結果的に、モノの一方的供与がソフト面やアフターケアを通じて相手を支配する構図と同じになってしまう。まさに当事者不在の支援になってしまう。支援について別の面でいうと、支援と競争の関係において、競争が相手に奮起をもたらすと考えれば、これは意図せざる支援になっている可能性もある。

こう考えると、人間のあらゆる営みが他者への何らかの「支援」を含みもつことになる。だからこそ、支援システムをいかに民主的につくりあげ運営するのか。そしてどう自治的集団の形成につなげるのが大切になる。次にこのことを近年のボランティア活動から見てみる。

3 人間性の回復とボランティア活動

ボランティア活動のダイナミズムとは、個々人の自発的な営みが動的に共鳴しあい社会に影響をおよぼすことにある。

近年、阪神・淡路大震災後の国民的な支援活動を契機に「ボランティアブーム」といわれる状況がある。この「ブーム」の評価については多分に議論の余地がある。それは、現代生活における「多様なニーズに対して柔軟できめ細かな対応」を可能にしようとする参加型福祉社会論のもと、公的保障に対する安上がりの福祉マンパワーの確保や生涯を通じた「徳育的管理」政策の推進、そしてなによりも当事者の権利主体形成という視点を欠きかねないからである。しかし、今回の支援活動の中には子どもたちの次のようないくつか注目できることがある。

①ボランティア活動を、現場にみずから参加し築いていくものにとらえ、またその対象を社会的弱者に限定せずに参加した子ども・青年一人一人が対象（当事者）になるという個の自立と成長に根ざした営みとなっていること。

②活動を通じて「～でなければならない」から「～できる」「～したい」に意識が変わりつつあること。

③この「～できる」という意欲を基礎にして、みずからさまざまな社会的ニードをもつ人々との関係性を新たに問い直そうとする意識の高まりが見られること。

④地域での社会的活動を通じた人々との出会い、共感的他者とのふれあいによる「癒し」があること。

⑤他者から「期待される自分」「役に立っている自分」の発見を通じて個人の自信の回復があること。

これらは、「所有の豊かさ」から自分とは何か、いかにあるべきか、自分らしさの発揮という「存在の豊かさ」への転換という現在社会における人間性回復の局面を示している。

八〇年代以降、ボランティア活動の分野は社会福祉分野や教育分野はもとより、文化、スポーツ・レクリエーション、学術研究、海外からの難民や移住者への国際理解・国際交流、国際協力、人権擁護、自然環境・保護、ホスピスや自立生活支援、在宅介護者への保健・健康、医療、まちづくりといった地域振興など、ネットワーク型発展の形態をとりながら拡大の状況にある。

しかしながら、生活指導実践にとって、こうしたボランティア活動の拡大は子ども・青年の成長・自立との接点を考えていく際、一つの落とし穴がある。それは今日の都市化社会のゆがみが「多様できめ細かなボランティア活動」を生み出すという問題点の隠蔽である。そのため産業構造や消費構造の資本主義的改革を補完しようとする民間責任型社会参加との自覚的な対峙が必要となる。

そうしたときに先の支援システムの考え方をいっそう深める必要が出てくる。ボランティア活動を社会参加の観点から問い直すことは前提であるが、例えば先の震災でいえば、都市の震災被害者は必ずしも社会的弱者ではなくボランティアと被災者との関係は相互理解において築かれるべきであった。当初「なにかしなければ」と勇んで駆けつけた人々が直面した課題は、対等な関係において自分に何ができるかを考えることであった。支援者

から被災者への一方的な支援の関係が問い直され、労力や人手を供給すること以上に、他者への共感的理解が必要であることに気づいていった。

野田正彰は「ボランティアが自分の創意で被災者に近づき、心の交流をしていくことこそが災害時ボランティアの精神である」とし、危機に強いのはシステムやマニュアルではなくそれをささえる人々の文化であると指摘する。そして「課題達成に向けての対等な人間関係こそが、災害救援ばかりでなく、これからの産業構造の転換、創造的な知識集約的産業社会を作っていく力でもある」とし、危機管理を論じる前に既存の組織やシステムが何をしてきたのかを検証しなければならないと指摘している。

そうすると、子どもたちの生活や自立への支援を考える場合に重要なのは次の点である。子どもたちの勇気や自信を呼び起こすことだけでなく、子どもたち自身が生活環境をみずから考えるシステムの保障が十分であるのか。そして子どもたちの悩みや疲れ、いらだちとつきあいながらそれを生きるちからへと導いていく教師や大人のチームワークがなされているのか。これらは、ボランティア活動や社会参加の活動を通じてわれわれが管理の限界と支援の意味を考える上で、重要な論点であろう。

4 学校におけるボランティア活動の問題

日本人はボランティアというものを個々人の日常生活におけるオーバーワークと理解している場合が多い。これは教育活動において本当のボランティア活動が定着しない理由の一つである。さらに深部では、福祉の「教育化」という学校の福祉的機能の潜在化に背景がある。その一つに「子どもそのものを保護の対象とする」という考え方に問題がある。この考え方は福祉を子どもが働きかける対象としてみなさなず、福祉や人権問題が子どもたちの興味や関心を引き出していることに対し、それが子どもたちの福祉への働きかけであると自覚しにくい状況を生み出す。これは子どもたちの自発性の発展を目的一手段的尺度によって誘導し、彼らの福祉観の解放をイメージさせにくくしてしまっている。障害児者の姿に対して「こんなに困難があってもこの人たちはがんばっているのだからあなたたちもがんばりなさい」という励ましにも似た刺激＝指導はその典型例である。

そして、二つめに教育がすべての人々の幸福を「所与のもの」として教授一伝達の対象にしてしまう点である。「あわれみ」という情緒的な対応ではないにしても、社会的諸矛盾の事実や社会の問題を素材（教材）として授業の枠に無媒介に従属させてしまう。この大きな問題は、学習を通じて習得する文化や科学、知識・技能と人々が共に生きることとの連関を深めるプロセスに、ボランティア活動を設定するのではなく、結果としてのボランティア活動を要求する点である。

三つめは人権感覚や人権思想の結実への展開がなされず、個人的しつけで終わる点である。「思いやりの心」「やさしい心」がすべての福祉問題を克服するような指導によ

って、「心」さえあれば公的な社会保障が確立するといった認識を子どもたちに植え付けてはいないだろうか。このことは「官製」道徳教育の辿った歴史が証明している。社会福祉の歴史的営みを視野に入れられない個人的実践（努力）は、ボランティア活動を高齢者や障害児者との接し方でのマナーやエチケット、あるいは教育活動の一環として美化・清掃活動に閉じこめてきた。これは「勤労体験学習」などと区別がつきにくく、「人類が作りあげてきた社会的努力としての福祉」という理解を弱めるものである。ボランティア活動が競争秩序にのった評価（就職や高校入試への点数化）に取り込まれているのはこれらの結果である。

5 ボランティアアクションと生活指導

では、最後にボランティア活動と生活指導との関係を切り結ぶ可能性について探してみたい。

先に挙げた震災での子ども・青年の変容は、学校生活では感じとれなかった新しい世界を被災者との関係の内につくりだす姿にあった。今後、学校の中で眠っている子どもたちの自発的な諸活動を国家が吸い上げようとしていることとの対峙の中で、ボランティア活動がいかに子ども・青年の自立と成長に対する学校の主体的基盤となるのかを明確にしなければならない。

その際まず最初に「関係性としてのボランティア」の創造というものを考えていかねばならない。これは「創るボランティア」であり、ボランティア活動を組織したり活用する「管理的ボランティア」の組みかえである。

ボランティアというアクションは既存の諸制度から拘束をうけないで、そこから自由な立場で意志決定し行動することである。しかもなんらかの権力のあり方を批判するものである。そして、慣れ親しんだ自分の日常生活より一步踏みだす動機づけにもとづく行為である。日常生活が子ども・青年にとっては継続的であると考え、ボランティア活動は日常生活のなかで一定の時間を一時的に割く行為である。その際、日常と非日常の「間」にある「不連続」が子どもたちの「ひらかれた思考」を生み出すのではないだろうか。子ども・青年が当然視している世界から一步踏み出すことによって、新しい世界をそこで出会った他者との関係の中で創り出していく。この一步踏み出すことによって獲得する世界がボランティアの世界だとすると、学校教育はこうした「一步を踏み出す」契機を支援する役割がある。

こうした役割は、現に存在している子どもたちの社会参加の多様な活動（社会への疑問や関心）をさまざまな角度から分析し、子どもたちが編み出した活動の手法を抽出し、その手法から教師の指導力量の修正や目標を再検討していくことによってさらに高められていく。ここに学校における福祉的機能の再生がある。

では、こうした学校の再生に取りかかる際、いま何をその根拠とすればいいのか。自己選択と自己実現の統一を志向する参加民主主義論は、企業社会の規範によらない人と人との関係性を自覚する主体形成と、働きかける側と働きかけられる側との自己決定への対等な参加（当事者論理の保障）を課題とする。その場合、市民社会でのボランティア活動の教訓からヒントを得ると、ボランティア活動のもつ社会への提言性と素人の介在による管理抑制の二点をあげることができる。

一般に、ボランティアとは人々による福祉援助活動やサービス供給活動への参加と理解されがちである。しかし、支援を受ける側によるサービスの供給過程や決定過程への参加こそが大切である。その点で、ボランティア活動はその先駆性や共同性とならんで支援者による代弁や支援を受ける側との共同声明という社会への提言性をもっている。また、進んだNPO活動の特徴は、個人と社会の間にあつて、支援という立場から両者の媒介を担う中間集団という役割をもっている点である。教育のみに限らず、福祉や医療などの分野でも高度化や専門化が進行し、結果的に対象者やニードを選別して同質の者だけをまとめて働きかける傾向が増加している。そのため素人を立ち入らせない閉鎖性が生じる。こうした状況に対してボランティア活動は、さまざまな専門化や管理化のシステムに介在する人間的働きかけとして、指導（支配）の一面性へ素人がもつ異質性を持ち込むものとなり、閉鎖・隔離化に対して地域性を持ち込むことになる。また、管理の手段化、操作化に対して当事者が批判・提言（異議申し立て）を持ち込む支援活動にもなる。そのことが管理社会を民意で抑制する作用となってあらわれる。

子どもたちがボランティア活動を通じて社会や地域への「持ち込み」のスキルを高めていくことは、「持ち込み」を極力排除しようとする学校に対する大きな力になる。今後、規制や権威にとらわれない自発的な社会参加を実感として味わう経験をいかに生活指導実践が支援していくのか。これはやがて生活指導における支援文化の創造というテーマで展開すべき課題となると思われる。

注

1 この考えは、児童福祉法の改正にみられるように受益者 負担でなく「応益」（経済的条件に関わらずサービスにあつた負担をする）と呼ばれるものに発展しつつある。

2 『阪神大震災・かがやく笑顔ふたたび』全教西宮教職員組合、1996年等を参照した。

3 厚生省社会援護局地域福祉課監修『参加型福祉社会をめざして』全国社会福祉協議会、1993年、P 248

4 野田正彰『災害救援』岩波書店、1995年、P 77

5 同前掲、P 168

学習教材

「ボランティア活動ハンドブック」

協力・福島県社会福祉協議会
ボランティアセンター

はじめに＜福祉教育のめざすもの＞

① 福島県社会福祉協議会の取り組み

福島県社会福祉協議会ボランティアセンターでは、平成8年度に「ふくしま、ふくしボランティア21振興会議」を設置し、ボランティア活動をさらに幅広く振興し、共に生きる地域社会づくりに県民が一体となって取り組んでいくための「ボランティア活動振興指針」を作成しました。この指針の中でボランティア活動振興の具体的な展開の一つとして福祉教育の推進が上げられています。このため、「ふくしま、ふくしボランティア21振興会議」の中に専門部会「児童・生徒の福祉教育に関する懇談会」を設け、今後の福祉教育について地域社会のなかでの学校関係者、こどもたち、地域住民やボランティアなどの大人たち、関係機関を結びつけ、どう進めていくかについて検討しています。

福祉教育の推進

社会福祉に対する理解、他人に対する思いやりの心を育てることは、地域コミュニティづくりの観点から重要なことであり、幼少期より日常生活の場において、いろいろな人と出会い、ふれあう体験の機会が必要です。

これまで、社会福祉協議会では、福島県内の小・中・高校の児童・生徒を対象に「児童・生徒のボランティア活動普及事業」に取り組み、大きな成果をあげてきました。しかし、地域での子供たちは学校だけの問題ではなく、家庭や地域の支援が必要です。今後もより一層、教育関係者の協力を得て、保護者や地域住民と一体となった福祉教育を進めることが重要です。

(ふくしま、ふくしボランティア21振興指針より)

② 福祉教育がめざすもの

全国社会福祉協議会では、平成10年度に「福祉教育プログラム研究委員会」(委員長大橋謙策 日本社会事業大学教授)を設置し、福祉教育に関する研究報告書を作成しています。その中で、福祉教育がめざすものを下記のとおり整理しています。

福祉教育では、お互いに課題を共有し、解決の方法を探り、力をあわせながら実践して行くという「共に生きる」力を育むことが求められている。具体的には、福祉教育とは、相手の存在をありのままに受け止めるといった「受容」や、相手の気持ちを察して自らの気持ちと重ね合わせる「共感」といった心情を醸成し、併せて具体的な生活課題として福祉問題を学習し、それらと自分自身との生活と切り結ぶための体験を通して、人権を尊重する態度、共に生きる方法を身につけながら、その課題を解決していく実践力を養うことを意図した教育実践である。

これは、「生命を大切にし、人権を尊重する心など基本的な倫理観や、他人を思いやる心や優しさ、相手の立場になって考えたり、共感することのできる温かい心」を育む

という中央教育審議会答申の考え方とも重なる。

これまでの実践の蓄積から、福祉教育には、次の5つの力を育んでいく可能性がある
とされている。

- ・対人関係を育む力の形成
- ・社会的な有用感や感動体験を得ること
- ・問題を解決していく力の形成
- ・基本的人権を尊重する態度
- ・生涯学習としての生きる力

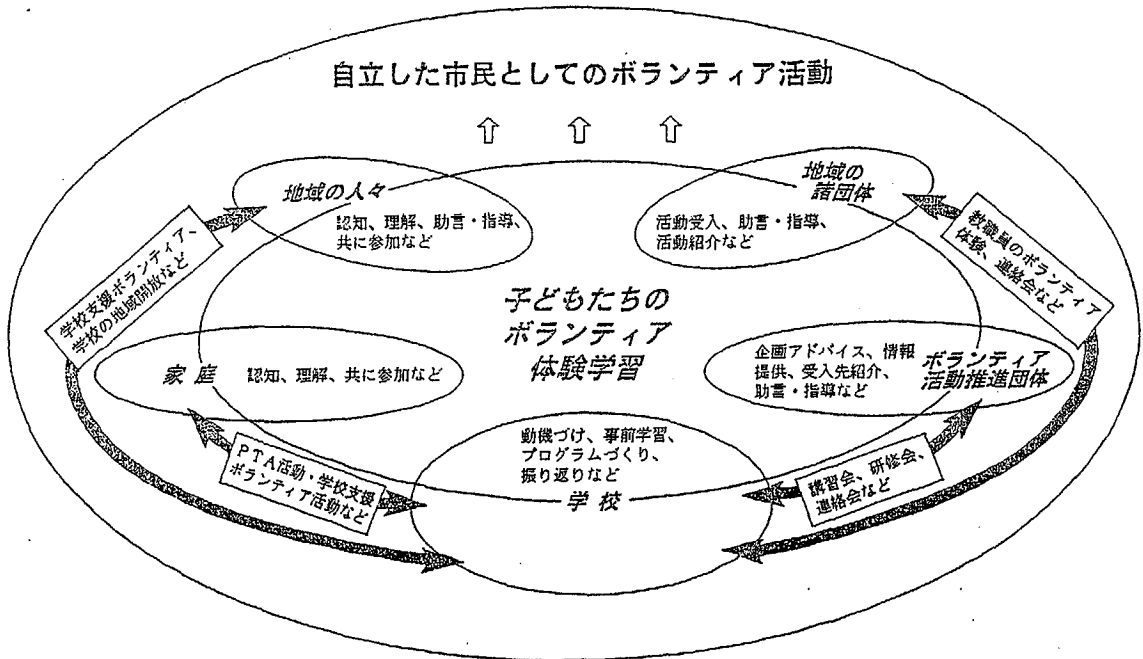
(福祉教育プログラム研究委員会 平成10年度研究報告書より)

③福祉教育とボランティア体験学習

上記のような力を育むため適していると考えられている学習方法の一つとしてボランティア体験学習があります。ボランティア体験学習は、単に子どもたちに変容をもたらすだけではありません。子どもたちがいきいきとすることによって、学校を変え、家庭を変え、やがては地域、社会全体をも変えていく大きな力を持つものと考えられています。

すなわち、子どもボランティア体験学習を通して社会の様々な問題に関わることによって、大人たち自身も変わり、より良い地域社会の形成につながっていくのではないのでしょうか。

また、ボランティア体験学習は、本来、学校教育の中だけで完結するものではありません。子どもたちを育てる責任を学校だけが背負うのではなく、家庭、地域の人々、関係団体・機関がそれぞれの役割と責任を分担し、学校もその役割が果たせるよう、地域全体で取り組むことが大切です。



(「広がれボランティアの輪」連絡会議提言集より)

④福祉教育実践において大切にすべきこと

子どもたちが地域へ出かけていき多くの体験をするためには地域の人々や団体等の協力が不可欠です。福祉教育は学校内で完結するものではありません。前出の福祉教育プログラム研究委員会報告書の中では、「福祉教育は指導者が学習者に一方的に教え諭すものではない。福祉教育プログラム展開における指導者の役割は、むしろコーディネーターであり、また、学習者とともに学ぶ伴走者ともいべきものである」と書かれています。地域資源を活用しながら、例えば、市町村の社会福祉協議会と一緒に活動を計画したり、地域のボランティアやPTAと活動を展開したりとさまざまな人々と協同で進めていくことが大切です。

学校側からは、なかなか地域の情報を得ることが難しく、また、担当者一人が負担になっているという意見も聞かれます。そのようなときは地域の情報を持つ社会福祉協議会をはじめ地域の人々へ呼びかけてください。福祉教育は、いろいろな人が一緒に悩んだり、発見したり、感動しながら進めていくところに特色があるとされます。

地域のなかで、いろいろな機会を利用して、様々な人が関わりながら、学校と地域が共通理解のもとに福祉教育実践が展開されていくことが求められています。

やってみなけりゃ

ここでは、福祉教育を実践する際にどのような準備をし、活動にのぞめばいいのか、そして、活動後にはどのように生かしていけばいいのかを活動のプログラムを紹介します。

なお、始めに様々な活動に共通する基本的なプログラムを、その後、それぞれ活動の種類別のプログラムを示しています。

なお、このプログラムは福祉教育推進者セミナー参加者準備資料をもとに作成しました。

活動の際にはぜひ参考にしてください。

「やってみなけりゃ わからない」

とりあえずチャレンジしてみましょう。

学校における体験プログラム

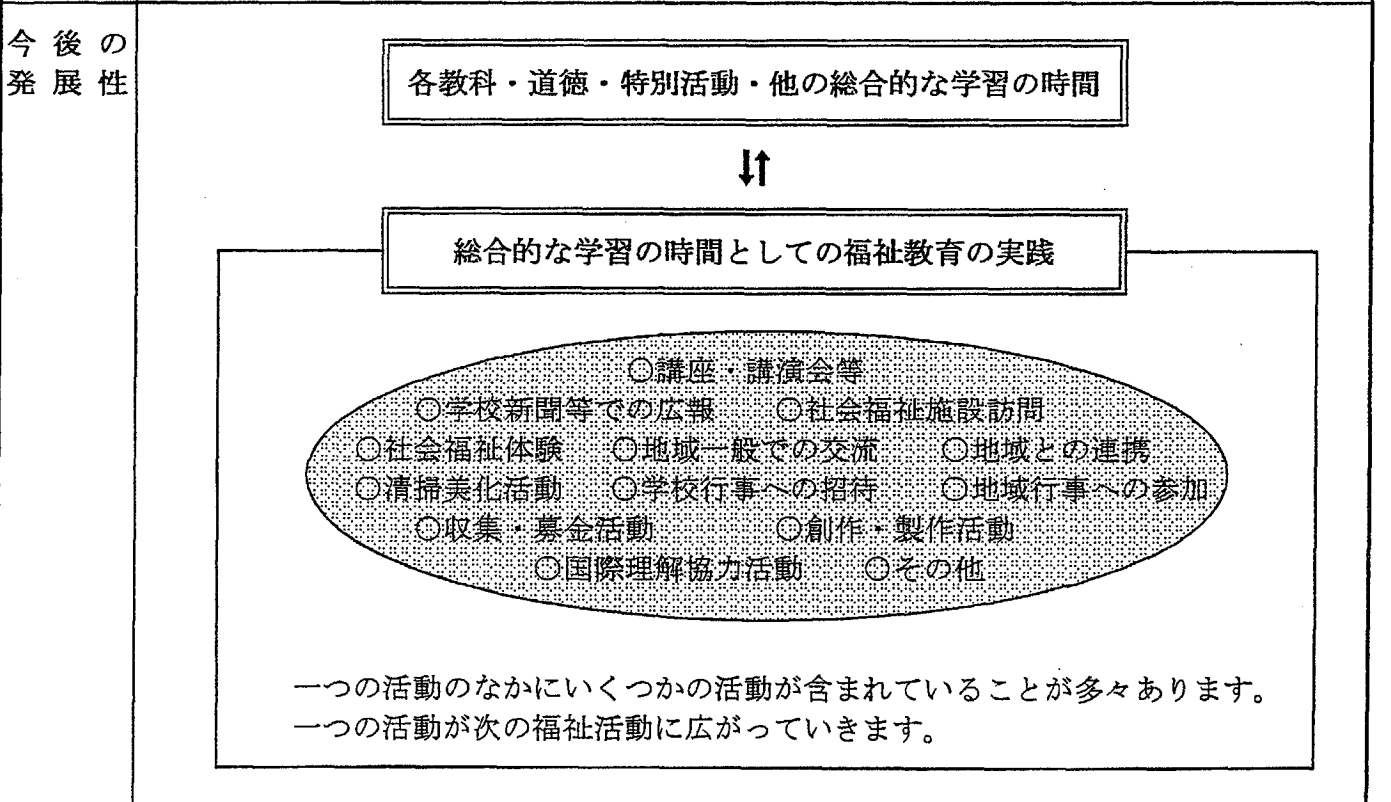
〔各活動の共通事項〕

項目	内 容	参 考 事 項
ねらい	①障害者、お年寄りの方に対する理解、望ましい地域のあり方についての理解を深めさせる。 ②相手の立場に立って考え、思いやりの心、助け合いの心を育てる。また、地域の一員として自覚を持たせる。 ③自分に何ができるか考えさせ、ボランティアに意欲的に取り組もうとする態度を養う。	○どの段階のねらいも必ず同じ立場・同じ高さから物事をみる姿勢を忘れないようにしましょう。 ○児童の実態、発達段階、学校や地域の実態を考慮した上で適切なねらいを設定しましょう。
対 象	○児童生徒 ○PTA ○地域住民	○学校区福祉ネットワークの拠点となるように、児童生徒を中心としながらもPTAや地域住民にも呼びかけましょう。
場 所		○活動に適した場所を適宜選択しましょう。 ○特に障害者の方をお呼びするときにはスロープ、トイレ等の配慮を忘れないようにしましょう。
連携機関	○社会福祉協議会 ○その他活動に関係する団体・施設等	○市町村社会福祉協議会は地域福祉ネットワークの拠点です。何でも気軽に尋ねてください。
事前の取り組み	(1) 実施計画の作成 ①ねらいと大まかな実施計画を立てる。 ②関係機関と協議し、計画の詳細を決定する。 (2) 活動の準備・用具の準備をする。 (3) 活動の事前指導をする。	○まず学校で作成します。その際、児童生徒の意見を多くとりいれましょう。 ○まずは社会福祉協議会に連絡し、計画を協議しましょう。その後、社会福祉協議会を介して関係機関に連絡し、協議を深めましょう。 ○連携機関との連絡を密にしましょう。 ○安全面（児童生徒と共に交流相手も）の指導を徹底しましょう。 ○人との関わり方を指導しましょう。 ○自分たちが活動することによって相手や地域がどのようなになるか予想させ、意識の向上及び活動への期待感を高めておきましょう。
当日の学習	(1) 計画に従って活動する。	○交流活動において、児童生徒のお年寄りや障害者への戸惑いはあって当たり前と考えましょう。その抵抗感をなくすために、まず指導者が積極的に関わろうとする姿を児童生徒に見せましょう。

<p>事後の 取り組み</p>	<p>(1) 活動をふり返る。 ① 活動の振り返り</p> <p>② お礼の手紙を出す。 (2) 次の活動を考える。</p> <p>(3) 活動の結果を全校生、PTA、地域住民に広報し、啓蒙を図る。</p> <p>(4) 関係機関に活動報告する。</p>	<p>○振り返りの形態は個人でも学級単位でもかまいません。児童生徒自身の素直な感想を大切にしましょう。</p> <p>○次に自分ができること、やってみたいことは何かに目を向けさせ、児童生徒の意見を取り入れましょう。</p> <p>○PTAだより、学校便りを活用しましょう。</p>
---------------------	---	--

<p>経 費</p>	<p>○ボランティアさんといっても講師の方には交通費や資料実費は出すようにしましょう。</p> <p>○広報のため、写真をたくさん撮っておきましょう。</p>
------------	---

<p>活動の 振り返り</p>	<p>○ねらいをもとに、次の項目から活動の振り返りをしましょう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>[児童の変容を振り返る]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動時の様子（観察） ○活動後の生活の変化（観察） ○感想 ○自己評価・相互評価 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>[計画・実践を振り返る]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画のたて方 ○活動の様子 ○関係機関との連携 ○全校生、PTA、地域の反応 </td> </tr> </table>	<p>[児童の変容を振り返る]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動時の様子（観察） ○活動後の生活の変化（観察） ○感想 ○自己評価・相互評価 	<p>[計画・実践を振り返る]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画のたて方 ○活動の様子 ○関係機関との連携 ○全校生、PTA、地域の反応
<p>[児童の変容を振り返る]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動時の様子（観察） ○活動後の生活の変化（観察） ○感想 ○自己評価・相互評価 	<p>[計画・実践を振り返る]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画のたて方 ○活動の様子 ○関係機関との連携 ○全校生、PTA、地域の反応 		



(1)講演会・映画・展示会の開催等

〔例〕 ボランティア講座の開催

項目	内 容	参 考 事 項
ねらい	○障害者、お年寄りに対する理解と関心を高め、相手の立場にたって行動しようとする心、意欲的にボランティア活動に取り組もうとする心を育てる。	
対 象	○全校生 ○保護者 ○地域住民	○地域への啓蒙の観点から、保護者や地域住民にも参加を呼びかけましょう。
場 所	○体育館等	
連携機関	○社会福祉協議会 ○公民館 ○ボランティア団体 等	○ボランティア団体は社会福祉協議会を介して連絡をとりましょう。
事前の 取り組み	<p>(1) 実施計画を作成する。</p> <p>① ねらい、活動計画を立てる。</p> <p>② 講師を決定及び依頼。</p> <p>(2) 保護者・地域住民に参加の呼びかけ</p>	<p>○講座の中に社会福祉体験を取り入れるのもよいでしょう。</p> <p>○中学校・高校では生徒会等を中心として計画を立案するとよいでしょう。</p> <p>○社会福祉協議会に連絡くださると講師を紹介することができます。</p> <p>○講座の趣旨、内容を明記した文書等により広報しましょう。</p>
当日の 学 習	<p>(1) 開会及び講師紹介</p> <p>(2) 障害者やお年寄りについて</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〔内容例〕</p> <p>① 障害者、お年寄りの生活の様子</p> <p>② 障害者やお年寄りが必要としていること</p> </div>	<p>○できるだけ子どもによる運営を心がけましょう。</p> <p>○参加対象者によって、内容、進め方が異なってきますので、あらかじめ、参加人数、参加対象者を講師の方に連絡しておきましょう。</p> <p>○地域でボランティア活動に参加している方にも依頼し、自分自身の活動の様子をお話しいただけるとよいでしょう。</p>

	<p>(3) ボランティアについて</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[内容例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア活動とは ② 自分にもできる身近なボランティア活動 ③ ボランティアサークルの活動紹介 ④ 学校や地域でできるボランティア活動 </div> <p>(4) 質疑応答</p> <p>(5) お礼の言葉及び閉会</p>	
<p>事後の 取り組み</p>	<p>(1) 学級ごと講座を振り返る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[学級での振り返り例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講座を通して感じたことを出し合う。 ○ 自分たちが個人や学級・学校としてできることを話し合う。 </div> <p>(2) 講師の方々にお礼の手紙を出す。</p>	<p>○簡単な次の活動計画を立てられるようにしましょう。</p>

<p>経 費</p>	<p>○講師謝礼 ○講師交通費 ○資料実費等</p>
<p>期待される成果</p>	<p>○身近な生活の中で、障害者やお年寄りの方の立場になって気持ちを考え、その人たちのために自分に何ができるか考えるようになる。</p> <p>○自分もボランティア活動に参加してみようという気持ちを持つことができる。</p>
<p>今後の 発展性</p>	<p>○体験学習、施設訪問等に結びつけていくことが可能</p> <p>○道路の段差や、信号機など、地域の福祉の状況に目を向けて、福祉マップづくりに結びつけていくことが可能。</p> <p>○学校や学級での収集活動に結びつく可能性がある。</p> <p>(赤い羽根共同募金、24時間チャリティーキャンペーン、盲導犬育成基金、あゆみの箱等)</p>

(2) 施設訪問・交流活動等

〔例〕 老人福祉施設訪問

項目	内 容	参 考 事 項
ねらい	○老人福祉施設でお年寄りの方とふれあうことにより、お年寄りの方の理解を深めるとともに、お年寄りの方のために自分に何ができるか考えることができるようにする。	○施設訪問の経験回数、子どもの発達段階を考慮してねらいを設定しましょう。
対 象	○児童・生徒	○受け入れ人数は内容・施設によって異なるので、事前に施設と相談したうえで訪問の人数や形態を決定しましょう。
場 所	○養護老人ホーム ○特別養護老人ホーム ○軽費老人ホーム ○デイサービスセンター ○老人保健施設 等	○施設によって生活時間帯もおおむね決まっています。お年寄りの生活パターンをくずさないように訪問日時は施設と十分協議しましょう。
連携機関	○老人福祉施設 ○社会福祉協議会	○初めて施設と連絡をとるときには社会福祉協議会に相談しましょう。
事前の 取り組み	<p>(1) 訪問計画を作成する。</p> <p>① ねらいを立てる。</p> <p>② 指導者が施設を事前訪問する。</p> <p>③ 児童・生徒に訪問のねらい、施設の様子を知らせる。</p> <p>④ 施設での活動計画を子どもたちと一緒に考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〔活動計画例〕</p> <p>I 団体交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽等の発表 ・プレゼント贈呈 ・施設の清掃 ・施設の行事への協力 <p>II 個人交流（話し相手等）</p> <p>III 介助補助を通しての交流</p> </div> <p>⑤施設と協議し、訪問計画を決定する。</p>	<p>○社会福祉体験やボランティア講座等を通して施設訪問のきっかけづくりをしておきましょう。</p> <p>○施設訪問の経験や発達段階を考慮しましょう。</p> <p>○施設に訪問目的・事前指導の計画を伝え、アドバイスを受けましょう。</p> <p>○事前訪問をもとに、障害程度や入所者の状況、施設の雰囲気等を具体的に伝えましょう。</p> <p>○計画が児童生徒の実態に合うように支援しましょう。</p> <p>○団体としての交流活動が中心の場合も多少グループや個人での交流活動を取り入れるようにするとよいでしょう。</p> <p>○日程、実施内容等計画は施設の要望を優先しましょう。</p> <p>○万が一の場合を考えてボランティア保険等にも加入しておきましょう。 (問い合わせ先 社会福祉協議会)</p>

	<p>(2) 接し方の基本を身につけさせる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【接し方の基本】</p> <p>①正しい言葉遣い</p> <p>②元気なあいさつ</p> <p>③いつも笑顔</p> <p>④子ども扱いしない</p> <p>⑤ゆっくり大きな声で話す (耳の遠い場合は耳のそばで話す)</p> <p>⑥聞き上手になる</p> <p>⑦秘密は守る (絶対に口外しない)</p> <p>⑧約束は守る (守れそうのない約束はしない)</p> <p>⑨困ったときは職員の方を呼ぶ</p> <p>⑩お年寄りの方を名前で呼ぶ</p> </div>	<p>○人との交流活動では自分たちの気持ちを必ずしも受け入れてもらえるとは限らないことを知らせておきましょう。</p> <p>○ロールプレイ等で接し方を習得しておくとういでしょう。</p> <p>○車いすからベッドへの移動や排泄などは安全のため、職員の方をお願いしましょう。</p> <p>○上履きや車いすに名前が書いてあることがあります。</p>
当日の学習	<p>(1) オリエンテーション・施設案内</p> <p>(2) 交流活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【始めにどんなことを話せばいいの?】</p> <p>○自己紹介をしてみよう</p> <p>○天気について話してみよう</p> <p>○体調も聞いてみよう</p> </div>	<p>○個人交流の場合はお年寄りと何を話しているか戸惑ってしまうことが多いので、引率者が中に入って会話が弾むようにしましょう。</p>
事後の取り組み	<p>(1) 活動の反省</p> <p>(2) お年寄りの方に手紙を書く</p> <p>(3) 今後の計画</p> <p>(4) 全校生、保護者、地域への啓蒙</p>	<p>○活動前と活動後の子ども自身の変化に目を向けさせましょう。</p> <p>○反省を生かして次の活動につなげましょう。年賀状を送ったり、学校行事に招待したり、今回の交流をさらに深められるようにしていきましょう。</p> <p>○校内掲示板、学校便り等に記事を載せましょう。</p>

経費	○プレゼント材料代 ○交通費 ○写真代
期待される成果	<p>○お年寄りの方を大切にしたいという気持ちの高まりが見られるようになる。</p> <p>○お年寄りに限らず、様々な人との接し方が自然にできるようになり、思いやりや優しさが見られるようになる。</p> <p>○自己判断力が向上し、また、人に役立つ喜びを感じ、自己存在感を認識するようになる。</p> <p>○社会福祉施設の様子・必要性が分かるようになる。</p>
今後の発展性	<p>○施設訪問をきっかけとして学校行事に招待することが可能。また、文通を始めることも可能。</p> <p>○同じ施設に繰り返し訪問し、お年寄りとの交流をさらに深めることが可能。その場合、同じお年寄りと接するようになるとよい。</p> <p>○別種類の施設訪問に結びつけることも可能である。</p> <p>○長期休業中等の児童生徒の個人的な施設ボランティア訪問に結びつく可能性がある。</p>

(3)社会福祉体験

[例] 車いす体験・アイマスク体験・高齢者疑似体験

項目	内 容	参 考 事 項
ねらい	○障害者、高齢者の疑似体験を通して、機能的にも心情的にも理解を深め、お年寄りや障害を持っている人の身になって考え、自分にできることを進んでしようとする心を育てる。	
対 象	○児童生徒 ○PTA ○地域住民	○児童生徒だけでなく、より多くの関心のある方に呼びかけるようにしましょう。
場 所	○体育館 ○校舎内外	○多少の段差などがある場所が適しています ○スロープやトイレの確認も忘れずに。
連携機関	○社会福祉協議会 ○ボランティア団体 ○公民館 ○福島県介護実習普及センター	○ボランティア団体、福島県介護実習普及センター等は社会福祉協議会を介して連絡をとりましょう。
事前の 取り組み	<p>(1) 実施計画を作成する</p> <p>① ねらい、活動内容を立てる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[活動例]</p> <p>○車いす体験</p> <p>○アイマスク体験</p> <p>○高齢者疑似体験</p> </div> <p>② ボランティアの方に講師依頼をする。</p> <p>③ 講師の方と実施計画を協議する。</p> <p>(2) 用具を準備する</p> <p>○車いす ○スロープ</p> <p>○白杖 ○アイマスク</p>	<p>○障害者や高齢者の立場に立つことに重点を置くのか介助の技術的なことに重点を置くのか明確にしましょう。</p> <p>○高齢者疑似体験は中学生以上が対象となります。</p> <p>○社会福祉協議会に連絡くださると、講師を紹介することができます。</p> <p>○実際に車いす、アイマスクを使用している障害者の方に講師を依頼するとよいでしょう。尚、高齢者疑似体験はインストラクターが行うようになります。</p> <p>○用具の問い合わせ先 社会福祉協議会 (どこで何を借りられるのか分かります)</p> <p>○学校にスロープがなければ子どもと一緒に制作するのもよいでしょう。</p>

	<p>(3) 事前学習を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【事前学習内容】</p> <p>①車いすや白杖は誰が使っているか</p> <p>②障害者の生活はどんな様子はだろうか。</p> <p>③障害者の人が生活しやすいようにどんな工夫がされているか</p> </div>	<p>○子どもたちの素直に思ったことをまとめ、体験に入る前の参考資料として講師の方に事前に報告しましょう。</p> <p>○車いすのマークや、スロープ、障害者用トイレ、エレベーター等に気づかせる。</p>
当日の学習	<p>(1) 障害者やお年寄りの生活について話を聞く。</p> <p>(2) 体験</p> <p>(3) 質疑応答</p> <p>(4) 交流活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【活動例】</p> <p>○車いすバスケットボールや車いすダンスの見学</p> <p>○レクリエーションを一緒に楽しむ</p> </div>	<p>○事前にグループ分けをしておきましょう。</p> <p>○一つの体験でなく、いくつか用意して選択できるようにしましょう。</p>
事後の取り組み	<p>(1) 講師の方にお礼の手紙を書く。</p> <p>(2) 自分の身のまわりで車いすや白杖を使った生活で不便なことはないか考える</p> <p>(3) 全校生、保護者、地域への啓蒙</p>	<p>○年賀状を送ったり、学校行事に招待したり、今回の出会いをさらに深められるようにしていきましょう。</p> <p>○校内掲示板、学校だより等に記事を載せましょう。</p>

経費	○謝礼 ○写真代 ○用具の借り入れ代
期待される成果	<p>○施設設備などのハード面、子どもたちの心や行動面でのバリアフリーの意識が向上する。</p> <p>○お年寄り、障害者の生活について理解が深まる。</p> <p>○障害者やお年寄りが困っているときに「何かお手伝いをすることはありますか」と声をかけ、必要とされている介助を行うことができるようになる。</p>
今後の発展性	<p>○お年寄りや障害者の役に立ちたいということから、施設訪問に結びつけることが可能。</p> <p>○自分で実際に体験することにより、福祉マップづくりに非常に関心が高まる。</p>

(4) 地域・一般での訪問・交流・体験

〔例〕 伝承遊び教室

項目	内 容	参 考 事 項
ねらい	○世代を越えて子どもとお年寄りの交流会を設けることにより、ふれあいを深め、子どもの学習や生活を豊かなものにし、お年寄りを敬愛する心を育てるとともに、お年寄りの生きがいづくりにする。	○活動の継続を図るために、子どもとお年寄りの両者にとって有効なねらいを設定するようにしましょう。
対象	○児童生徒	
場所	○学校 ○公民館等	○お年寄りにとっても集まりやすい場所を選択するようにしましょう。
連携機関	○社会福祉協議会 ○公民館 ○老人クラブ ○敬老会等	○公民館や、社会福祉協議会、PTAと連携を図り、参加可能なお年寄りを募集しましょう。
事前の取り組み	<p>(1) 実施計画を作成する</p> <p>① ねらい、活動計画を立てる。</p> <p>② 参加できるお年寄りを募集する。</p> <p>③ お年寄りに協力依頼する。</p> <p>④ お年寄りと協議し、実施内容を決定する。</p> <p>(2) お年寄りに招待状を送付する</p> <p>(3) 準備物の確認</p>	<p>○募集方法については公民館及び、社会福祉協議会、敬老会会長等に問い合わせましょう。</p> <p>○お年寄りの方の得意な活動を取り入れましょう。子どもたちが活動を選択できるように数種類の活動を設定しましょう。</p> <p>○子ども自身が書くようにしましょう。</p>
当日の学習	<p>(1) 開会セレモニー</p> <p>(2) 伝承遊びで交流</p> <div data-bbox="323 1731 852 1937" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〔活動例〕</p> <p>○けん玉 ○こま回し</p> <p>○お手玉 ○竹とんぼ</p> <p>○おはじき ○紙風船 等</p> </div> <p>(3) お礼の言葉</p>	<p>○開会または、閉会で音楽等の発表をするとお年寄りの方も大変喜ぶでしょう。</p> <p>○グループに分かれて行う方法や好きなところを自由に動けるようにする方法などがあります。</p> <p>○閉会は全体でもグループごとでもよいでしょう。ただし、その際に活動を終えた子ども</p>

	(4) 閉会	もたちの生の声をお年寄りの方が聞ける時間を確保しましょう。
事後の 取り組み	(1) お年寄りにお礼の手紙を送付する。 (2) お年寄りとの交流の継続 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>[活動例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年賀状の送付 ○ 学校行事への招待 </div>	○活動時の写真なども合わせて送付するとお年寄りの方も大変喜ぶでしょう。

経 費	○準備物代 ○謝礼 ○写真代 ○郵送代
期待される 成果	○伝承遊びでの交流を通して、お年寄りの優しさ感じ、敬愛するようになる。 ○伝承遊びを日常生活に取り入れたり、地域の昔について知ることにより、子どもの生活が豊かなものになる。 ○お年寄りにとって学校や子どもたちが身近なものになり、いきいきと活動できるようになる。
今後の 発展性	○地域でお年寄りにあいさつができるようになり、やがては地域の教育力の向上につながる可能性がある。 ○お年寄りの方がかつてのように学校教育に関心を向けてくださるようになり、お年寄りの方との交流やお年寄りの方による学校へのボランティア活動に結びつく可能性がある。

(5)環境美化活動

〔例〕 地域美化清掃活動

項目	内 容	参 考 事 項
ねらい	○地域美化活動に取り組むことを通して、みんなのために進んで働く喜びを味わわせるとともに、地域を愛する心を育て、地域の一員としての自覚を持てるようにする。	
対 象	○児童生徒	○土曜日等の実施であればP T Aとの連携を図り、一緒に活動することも可能でしょう。
場 所	○学区内道路及び公共施設	
連携機関	○P T A ○各種施設 ○市町村役場 ○自治会 ○地区公民館 ○社会福祉協議会 ○交番	○安全対策のため、交番等にも連絡をしておくといでしょう。 ○公共施設の清掃を行う場合は、施設管理者に事前に連絡しておきましょう。
事前の 取り組み	(1) 計画の立案 ① 実施方法や活動範囲を決定する。 ② 関係機関に連絡する。 ③ 準備物の確認 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〔活動場所及び内容例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゴミ拾い・・・道路 ○ 草むしり、窓拭き等 公民館、公園等公共施設 老人ホーム、保育所等の 社会福祉施設 </div>	○実際に学区内をまわり、美化活動が必要な場所の洗い出しを行きましょう。 ○交番やP T Aに協力を依頼し、安全対策を十分行いましょう。 ○ゴミ袋は市民生活課等に連絡するといいただける場合があります。 ○集めたゴミを市で収集してもらえるか確認してみましょう。

	(4) 活動の意義を児童生徒に伝える。	○子どもの活動班ごと、めあてや活動内容の確認を行うと効果的でしょう。
当日の学習	(1) 全体指導 (2) 活動 (3) 収集したゴミの整理	○ねらい、安全確認、緊急時の対応について確認する。 ○安全には十分留意しましょう ○このとき、アルミ缶はつぶしておくといよいでしょう。
事後の取り組み	(1) 反省 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[反省活動例]</p> <p>①活動班ごと、あるいは学級ごとの話し合い。</p> <p>②感想・アンケート</p> </div> (2) 地域、関係機関に報告及び広報	○活動班ごとまとめても、個人でまとめてもよいでしょう。 ○どうしてゴミが落ちていたのか、ゴミのない町にするためにはどうすればいいか考えさせましょう。 ○PTAなどにもまとめていただくと次年度の参考になるでしょう。 ○学校だより等も活用して地域美化の啓蒙を図りましょう。

経費	○写真代 ○除草用具代 ○トラックレンタル代
期待される成果	○子どもであっても地域の一員としての自覚を持つことができるようになる。 ○実際にゴミを拾うことでまず自分はゴミを捨てないようにしようという気持ちを持つようになる。 ○きれいな町づくりのために、自ら働く喜びを味わう。
今後の発展性	○ゴミの多さ、分別収集から環境問題に発展させることが可能である。

(6) 収集・募金活動

〔例〕 募金活動

項目	内 容	参 考 事 項
ねらい	○募金活動を通して、助け合いの精神、他者への思いやりの心を育てる。	
対象	○全学年 ○地域住民	
場所	○校内 ○地域	○地域で募金活動を行う際には社会福祉協議会および街頭募金場所の関係者に相談しましょう。
連携機関	○各種募金会 ○社会福祉協議会 ○街頭募金場所関係者 ○警察署	
事前の取り組み	<p>(1) 実施計画を作成する。</p> <p>(2) 募金の意義について知る。</p> <p>(2) 募金活動の準備を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〔活動準備〕</p> <p>①ポスター作成</p> <p>②チラシ作成</p> <p>③募金箱作成</p> </div>	<p>○赤い羽根共同募金については募金の配分先等を紹介したビデオをご活用ください。 (問い合わせ先 福島県共同募金会)</p> <p>○共同募金ハンドブックやインターネットでの調査も可能です。</p> <p>○募金行為に価値があるのであり、金額ではないことを確認しましょう。</p> <p>○子どもたちの手作りを心がけましょう。</p> <p>○ポスターやチラシには募金の意義を盛り込むようにしましょう。</p>

<p>当日の 学 習</p>	<p>[街頭募金] (1) 事前確認 (2) 募金活動 (3) 集計</p> <p>[校内での募金] (1) 児童会・生徒会・ボランティア委員会 等を中心に各学級をまわり、募金活動 を行う。 (2) 集計</p>	<p>○公共施設・店舗等で行う場合 施設の管理者に許可を得る必要があります</p> <p>○道路で行う場合 警察から道路使用許可を得る必要がありま す。</p> <p>○他の団体の募金場所と同じでないか、その 他、注意事項を社会福祉協議会で確認しま しょう。</p> <p>○募金協力のお礼とお礼を元気よく言える ようにしましょう。また、募金の使われ方 も簡単に説明できるようにしておきましょ う。</p> <p>○金銭の取り扱いには十分気をつけましょ う</p> <p>○募金活動を始める前に、校内放送等で募金 の意義、募金されたお金の使われ方を全校 生に広報しましょう。</p>
<p>事後の 取り組み</p>	<p>(1) 感想をまとめる。 (2) 今回の募金のおもな配分を調べ、ポス ター等で全校生、地域に知らせる。</p>	<p>○配分決定時期は各募金会にお問い合わせせ ください。</p>

<p>経 費</p>	<p>○用紙代</p>
<p>期待され る成果</p>	<p>○自分たちにできることはしてあげたいという心が育ってくる。 ○助け合って生きていこうとする心が育ってくる。</p>
<p>今後 の 発 展 性</p>	<p>○募金の配分先から、各施設やボランティア団体の活動に目を向けていくことが可能であ る。</p>

集めてみるよっ

「ちりも積もれば山となる」
こつこつ集めて役立ててみましょう。

収集物送付先一覧

収 集 物 送 付 先 一 覧

〔収集活動をする前に〕

- | |
|--------------------------------------|
| ① 送付先の団体が現在も収集活動を行っているか確認してから始めましょう。 |
| ② 収集の際の留意事項を送付先団体に直接確認しましょう。 |
| ③ 送付の仕方をあらかじめ確認しておきましょう。 |

使用済み切手

団体名	〒	住所	電話番号	使用目的	留意事項
(財)家族計画国際協力財団(ジョイセフ)使用済み切手係	162-0843	東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館	03-3268-5875	アジア・アフリカ・中南米の人々への生活改善運動の促進	切手は封筒からはがさずまわりに5~10mmの余白を残して切り取る。その際、消印は切らずに残しておく。また、日本の切手、外国の切手、未使用切手に分類する。
誕生日ありがとう運動本部	650-0027	神戸市中央区中町通4丁目2-11 村上ビルB1	078-360-1257	使用済み切手により知的ハンディキャップの問題に正しい理解者を増やす	
(社)日本キリスト教海外医療協会(JOCS)	169-0051	東京都新宿区西早稲田2-3-18-33	03-3208-2418	アジアでの医師、看護婦、保健婦の派遣などの医療協力	
長谷川ハウス	154-0001	東京都世田谷区池尻3-15-9	03-3411-2341	フィリピンへの援助活動	
社会福祉法人聖明園	198-8531	東京都青梅市根ヶ布2-722	0428-24-5700	盲老人ホームへ施設整備・建設資金の借入金返済のため	

使用済みテレホンカード

団体名	〒	住所	電話番号	使用目的	留意事項
ATCAインターナショナル	154-0024	東京都世田谷区三軒茶屋2-51-32 三軒茶屋カトリック協会内	03-5486-3744	フィリピンの少数民族への医薬品、食料品等を送付 電話受付 月~金9:00~12:00	風景、動物、乗り物、アニメ、アイドル等の印刷がされているものが対象となる。折れ曲がったり、汚れているものは対象とならない。また、束ねるときにはホッチキスなどを使わず輪ゴムを使用する。
(有)イケダ模型(店名)ミニカーショップイケダ	116-0013	東京都荒川区西目暮里2-24-13	03-3806-1219	1枚5円に換金	
(財)家族計画国際協力財団(ジョイセフ)使用済みカード係	162-0843	東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館	03-3268-5875	アジア・アフリカ・中南米の人々への生活改善運動の促進	
(有)フクオユニセフ親善大使黒柳徹子係	156-0045	東京都世田谷区桜上5-11-8	03-3329-3984	医薬品や文房具などを発展途上国に送付	
長谷川ハウス	154-0001	東京都世田谷区池尻3-15-9	03-3411-2341	フィリピンの障害者や孤児のための施設建設・女性の自立支援のため	
国際ボランティアの会	331-0058	埼玉県大宮市飯田426	048-622-8612	タイ・ラオスなどの開発途上国の子どもたちへの教育支援	

使用済みプリペイドカード

団体名	〒	住所	電話番号	使用目的	留意事項
(財)家族計画国際協力財団(ジョイセフ)使用済みカード係	162-0843	東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館	03-3268-5875	アジア・アフリカ・中南米の人々への生活改善運動の促進	使用済みテレホンカードに同じ。

書き損じはがき

団体名	〒	住所	電話番号	使用目的	留意事項
(財)家族計画国際協力財団(ジョイセフ)書き損じはがき係	162-0843	東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館	03-3268-5875	アジア・アフリカ・中南米の人々への生活改善運動の促進	
(財)国際交流協会	753-0811	山口市大字吉敷3185-1	0839-25-7353	発展途上国への生活、医療、教育、技術協力等開発援助	
(社)日本青年奉仕会(JYVA)	151-0052	東京都渋谷区代々木神園町3-1 国立オリンピック記念青少年総合センター内	03-3460-0211	全国に青少年のボランティアを派遣する「1年間ボランティア」の活動費	
(社)日本ユネスコ協会連盟	150-0013	東京都渋谷区恵比寿1-3-1朝日生命恵比寿ビル12階	03-5424-1121	「ユネスコ・世界寺小屋運動」として発展途上国の識字教育の活動を援助	

ベルマーク

団体名	〒	住所	電話番号	使用目的	留意事項
(財)ベルマーク教育助成団体	104-0061	東京都中央区銀座6-6-7	03-3572-4937	教育の充実のために活用	

ロータスクーポン

団体名	〒	住所	電話番号	使用目的	留意事項
ロータス株式会社(ロータスクーポン業務センター)	154-0002	東京都世田谷区下馬2-27-13 アビダグリーン2階	03-5486-6231	ボランティア基金として振込(社協のみ)福祉用品への交換 発展途上国への援助等	
日本福祉協力会	160-0023	東京都新宿区西新宿8-8-3	03-3369-0755	ボランティア活動基金の積立金や福祉用品になる	

中古衣料・古布

団体名	〒	住所	電話番号	使用目的	留意事項
日本救援衣料センター	541-0052	〔事務局〕 大阪市中央区安土1-4-9 船場ビル	新 06-271-4021	海外難民への提供 送料は自己負担 みかん箱1箱につき1500円を事前に振り込む 郵便振替 00980-2-23564	
	658-0023	〔送付先〕 神戸市東灘区深江浜22-2	078-441-2641	□座名 日本救援衣料センター	

長谷川ハウス	154-0001	東京都世田谷区池尻3-15-9	03-3411-2341	発送途上国への提供 送料は自己負担 みかん箱1箱につき1000 円それ以上は1500円 箱の中に入れるかまた中 前振込 郵便振替 10190-433-07821 口座名 長谷川ハウス 代表 長谷川和雄	郵送料などの自己負担 もかかるのでバザーなど で換金して、現金で送る という方法もあります。
マザーランド・アカデ ミー	140-0001	東京都品川区南品川5-16-1	03-3450-5829 平日 21:00~22:00	衣料として再生 中古夏冬衣料 オーバー、背広、企業 の制服、布地 初回は往復はがきで連 絡が必要	

講師等について

事前の学習や体験学習の講師を一部ですがご紹介します。

詳しくは福島県ボランティアセンターへお問い合わせください。

	団体名	連絡先
ビデオの貸し出し	福島県福祉人材センター	024-521-5662
車いす体験	福島ハンディスポーツクラブ	福島県ボランティアセンター
高齢者疑似体験	福島県介護実習普及センター	024-521-7099
ボランティア等の講 話	福島県社会福祉事業団太陽の国	0248-25-0211
	福島県ボランティアセンター	

福島県ボランティアセンター

TEL 024-523-1251 内線55

平成12年3月15日発行

福島大学教育学部 教育実践学教室 鈴木庸裕研究室

印刷所 大盛堂印刷